

官報

号外

昭和三十三年四月十八日

○第二十八回 参議院會議錄第二十三号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第二十二号

昭和三十三年四月十八日

午前十時開議

第一 千九百五十七年十月三日
オタワで作成された万国郵便条
約及び関係諸協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送
付)

第二 電波法の一部を改正する法
律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 防衛庁設置法の一部を改正
する法律案(第二十六回国会内
閣提出、第二十八回国会衆議院
送付) (委員長報告)

第四 国家公務員共済組合法案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 国家公務員等退職手当暫定
措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 地方交付税法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第七 児童福祉法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付) (委員長報告)

第八 駐留軍関係離職者等臨時措
置法案(衆議院提出) (委員長報告)

第九 理化学研究所法案(内閣提
出、衆議院送付) (委員長報告)

第一〇 中小企業金融公庫法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第一一 下水道法案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第一二 地方自治法第五十六條
第六項の規定に基づき、輸出品検
査所の支所の設置に関し承認を
求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)

第一三 義務教育諸学校施設費国
庫負担法案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第一四 日本育英会法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第一五 著作権法の一部を改正す
る法律案(野本晶吉君外三名発
議) (委員長報告)

第一六 へき地教育振興法の一部
を改正する法律案(秋山長造君
外二名発議) (委員長報告)

第一七 長野原駅、堀野村間鉄道
敷設促進に関する請願(四件)
(委員長報告)

第一八 佐久間線鉄道敷設促進に
関する請願(四件) (委員長報告)

第一九 三陸沿岸縦貫鉄道未成線
敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第二〇 三陸沿岸縦貫鉄道予定線
の調査線編入に関する請願
(委員長報告)

第二一 智頭、上郡間駅間鉄道敷
設促進に関する請願(四件)
(委員長報告)

第二二 小本線鉄道延長工事促進
に関する請願 (委員長報告)

第二三 四国循環鉄道西南地域海
岸線の調査線編入に関する請願
(委員長報告)

第二四 岩日線広瀬、日原間鉄道
建設促進に関する請願
(委員長報告)

第二五 一戸、荒屋新町間駅間鉄
道敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第二六 福島県平市、小名浜港間
鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第二七 諫早、長崎間駅間鉄道新
線敷設促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第二八 宮城県白石市、山形県赤
湯町間鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第二九 一戸、久慈間駅間鉄道敷
設に関する請願 (委員長報告)

第三〇 三重県伊勢市、長島町間
鉄道敷設に関する請願(五件)
(委員長報告)

第三一 千葉県松戸市馬橋、栃木
県小山町間鉄道敷設に関する請
願(二件) (委員長報告)

第三二 新旭川、幌成間駅間等鉄
道敷設に関する請願 (委員長報告)

第三三 福島県伊南村古町、田島
町滝ノ原間鉄道敷設に関する請
願 (委員長報告)

第三四 高知県佐賀町荷箱部落に
駅設置の請願 (委員長報告)

第三五 新設枕崎線の知覧町内停車
場位置に関する請願 (委員長報告)

第三六 高峰、浜川間駅間鉄道複
線化に関する請願 (委員長報告)

第三七 鹿兒島、日豊両線の輸送
力強化に関する請願 (委員長報告)

第三八 国鉄下河原線混雑緩和対
策に関する請願(六件) (委員長報告)

第三九 沼垂駅の旅客取扱に関する
請願(二件) (委員長報告)

第四〇 中学校生徒の旅客運賃割引
に関する請願 (委員長報告)

第四一 新潟市に国鉄支社設置の
請願 (委員長報告)

第四二 愛知県愛知御津町梨野路
切等の警手存置に関する請願
(委員長報告)

第四三 私鉄電車運賃値上げ反対
に関する請願 (委員長報告)

第四四 白石、藤田間駅間鉄道改
良工事施行等に関する請願
(委員長報告)

第四五 常磐線鉄道電化促進等に
関する請願 (委員長報告)

第四六 関西本線鉄道電化促進等
に関する請願 (委員長報告)

第四七 岩手県釜石港修築工事促
進に関する請願 (委員長報告)

第四八 宮崎県油津海上保安部細
島分室の海上警備救難署昇格等
に関する請願 (委員長報告)

第四九 大阪府府航路用観光船新
造に関する請願 (委員長報告)

第五〇 南海丸遭難者遺体収容促
進等に関する請願 (委員長報告)

第五一 造船計画実施促進等に関
する請願 (委員長報告)

第五二 熊本空港整備に関する請
願(二件) (委員長報告)

第五三 山形、東京間の航空路設
定等に関する請願 (委員長報告)

第五四 山形県神町飛行場設置等
に関する請願(二件) (委員長報告)

第五五 山口県防府空港整備に関
する請願(二件) (委員長報告)

第五六 失業駐留軍要員のタク
シー事業免許に関する請願
(委員長報告)

第五七 自動車にどのような装
置するの請願 (委員長報告)

第五八 新農山漁村建設事業の法
制化に関する請願 (委員長報告)

第五九 農業委員会経費国庫補助
増額に関する請願(二件) (委員長報告)

第六〇 漁港整備促進に関する請
願 (委員長報告)

第六一 荒川総合開発事業に基
く農業水利計画早期実現に関する
請願 (委員長報告)

第六二 塩田校条架の農作物に及
ぼす影響調査に関する請願
(委員長報告)

第六三 結晶ブドウ糖工業助成法
制定促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第六四 繭糸価格安定法に基き玉
糸の一般買入実施に関する請願
(三件) (委員長報告)

工業用水事業法案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案

国会法等の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵便為替法の一部を改正する法律案

漁業制度調査会設置法

工業用水事業法案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案

国会法等の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 山口 重彦君
法務委員 戸叶 武君
同 成瀬 暢治君
大蔵委員 石坂 豊一君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 會議 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約の一部を改正する法律案

べき地教育振興法の一部を改正する法律案(参第一六号)可決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(松野鶴平君)の報告を求めます。外務委員長寺本廣作君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めめるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めめるの件

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約(価格表記の書状及び箱物に関する約定、小包郵便物に関する約定、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定、郵便振替に関する約定、代金引換郵便物に関する約定及び貯金の国際業務に関する約定)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔万国郵便条約及び関係諸約は都合により追録に掲載〕

〔寺本廣作君登壇、拍手〕

○寺本廣作君 ただいま議題となりました千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めめるの件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この条約及び関係諸約は、現行の万国郵便条約及び関係諸約を改正するため、昨年八月からオタワで開催された万国郵便連合の會議において採択されたものでありまして、郵便連合の加盟国であるわが国も、同會議に参加したものであります。

この条約は、現行条約と同様、万国郵便連合の組織及び構成を規定するとともに、通常郵便の業務を規律し、また、関係諸約は、小包郵便、郵便為替、その他の特殊業務につき、それぞれ規律したものでありまして、現行の条約及び諸約を実施した経験にかんがみ、今日の事態に適応するより改善を加えたものであります。諸約のうち、貯金の国際業務に関する約定は、今次オタワ會議で採択された新しい制度でありまして、内国の郵便貯金業務を国際的な分野にまで拡大することを目的としたものであります。この条約及び関係諸約は、いずれも明年四月一日から効力を生ずることとなっております。

審議の過程におきましては、新たに採択された貯金約定の具体的内容、運営方法及び為替管理法との関係、為替管理のきびしいわが国が、少数の国に伍してこの約定に署名した理由、万国郵便条約の当事国たる中国の解釈及びわが国と中共との郵便関係、今回採択された八つの約定のうち、わが国が現金取り立てに関する約定並びに新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定の二約定につき、特に加入しない理由、条約に規定する限定連合をアジア方面に設立する必要がある有無、在日米軍が漸次撤退しつつある今日、米国の軍事郵便物を廃止するため、行政協定の改訂の交渉を開始する意思の有無等の諸点につき質疑が行われましたが、詳細は會議録により御承知を願いたいと存じます。

委員会は、昨十七日、質疑を終え、採決を行いましたところ、本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長宮田重文君。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十六日

通信委員長 宮田 重文

参議院議長 松野鶴平君

多数意見者署名

鈴木 強 横川 正市
光村 甚助 塩見 俊二
宮澤 喜一 野田 俊作
前田佳都男 平島 敏夫
小幡 治和 長谷部ひろ
新谷寅三郎 松平 勇雄
手島 栄 三木 治朗

第八十二条の改正規定中「通信大臣は、」の下に「免許を要しない無線局の無線設備について又は」を加える。を「放送の受信を目的とする受信設備を」免許を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備に改める。」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間は、改正後の電波法第九條第四項、第十六條第二項並びに第二十條第二項及び第六項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、改正後の同法第十五條、第十

六條第二項、第二十五條及び第六十條ただし書中「通信省令」とあるのは「郵政省令」と読み替へるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波に関する科学技術が著しく進歩発達し、電波の利用面が増大したため、これに対する監理の仕方を実情に即させるため、手続の簡易化、従事者制度及び手数料の合理化を図るものとするものであつて、概ね妥当な措置と認められるが、別紙の修正を行った。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

電波法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四條」を「第四百四條の二」に改める。

第五條に次の一項を加える。

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」といふ)をする無線局については、第一項及び前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで又は前項各号に掲げる者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、その役員が前項各号の一に該当する者であるもの

第六条第一項第四号中「設置場所」の下に「移動する無線局であつて船舶局（船舶の無線局をいう。以下同じ。）及び航空機局（航空機の無線局をいう。以下同じ。）以外のものについては、移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。」を加え、同項第七号中「無線設備の下に」を「第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定により備えつけなければならない設備を含む。第八号並びに第十号、第十二条、第十七条、第十八条及び第七十三条において同じ。」を加え、同条第三項中「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下放送をいう。）を放送に改め、同条第三項中（船舶の無線局をいう。以下同じ。）を削り、「信号符号の下に」並びに「国際航海に従事する船舶であるとき、又は船舶安全法第四条第三項の規定により無線電信若しくは無線電話の施設を免除された船舶であるときはその旨」を加え、同条第四項中（航空機の無線局をいう。以下同じ。）及び「種類、等級」を削り、「及び登録記号」を「登録記号及び航空法第六十条各号の一

に該当する航空機であるときはその旨」に改める。

第九条の見出し中「工事設計」を「工事設計等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条の予備免許を受けた者は、通信大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所を変更することができる。

第十條中「並びに無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類」に改める。

第十二条中「第九号を」を「第九号第一項に改め、第五十條の規定に」の下に「その時計及び書類が第六十條の規定にそれぞれ」を加える。

第十五条の見出しを「簡易な免許手続」に改め、同条中「再免許」の下に「及び通信省令で定める無線局の免許」を加える。

第十六条の見出しを「運用開始及び休止の届出」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、通信省令で定める無線局については、この限りでない。

第十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を通信大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

第十九条中「免許人」の下に「又は第八条の予備免許を受けた者」を加える。

第二十條を次のように改める。

（免許の承継）

第二十條 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

2 免許人（船舶局及び航空機局の免許人を除く）たる法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、通信大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3 第五條及び第七條の規定は、前項の許可に準用する。

4 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転又は備置契約の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

5 前項の規定は、航空機局のある航空機に準用する。

6 第一項及び第二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を通信大臣に届け出なければならない。

7 前六項の規定は、第八條の予備免許を受けた者に準用する。

第二十二條の見出しを「無線局の廃止」に改め、同条中後段を削り、第二十五條中「免許をしたとき」の下に「通信省令で定める無線局を除き、」を加える。

第二十七條第一項中「及び第二十五條」を削る。

第四十條を次のように改める。

（無線従事者の資格）

第四十條 無線従事者の資格は、第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、航空無線

線通信士、電話線無線通信士、第一級無線技術士、第二級無線技術士、特殊無線技術士、第一級アマチュア無線技術士、第二級アマチュア無線技術士、電信級アマチュア無線技術士及び電話級アマチュア無線技術士とする。

2 前項の資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

第四十四條及び第四十五條を次のように改める。

第四十四條及び第四十五條 削除

第五十條第一項の表の下欄中「海岸局の下に」を「船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。」を加える。

第五十三條中「呼出符号」を「無線設備の設置場所、呼出符号」に改める。

第五十八條中「アマチュア無線局」の下に「（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。）」を加える。

第六十條に次のただし書を加える。

但し、通信省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備えつけを省略することができる。

第七十條の二第二項中「航空局」の下に「（航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）」を加える。

第七十三條第一項ただし書を次のように改め、同条第二項中「船舶」の下に「又は航空機」を加える。

但し、検査を毎年行ふ必要がないと認める無線局並びに外国地間

を航行中の船舶及び航空機の無線局については、その検査を省略することができる。

第七十五條中「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改める。

第七十九條第一項第二号中「又は免許の更新」を削り、同項に次の一号を加える。

三 第四十二條第三号に該当するに至つたとき。

第八十條中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八十二條の見出し中「受信設備」を「免許を要しない無線局及び受信設備」に改め、同条第一項中「受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流」を「第四條第一項但書の規定による免許を要しない無線局（以下「免許を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流」に改め、同条第二項中「通信大臣は、」の下に「免許を要しない無線局の無線設備について又は」を加える。

第九十九條の十一第一項第一号中「再免許の手続」を「簡易な免許手続」に改め、第四十條（特殊無線技術士の従事範囲、）を削り、同項第三号中「変更の許可」の下に、第九條第四項若しくは第十七條第一項後段の規定による放送事項の変更の許可」を加える。

第一百零三條第三項中「及び第二項（免許状）」の下に「第十六條（運用開始及び休止の届出）」を加え、「廃止及び休止」を「無線局の廃止」に改める。

第一百三條を次のように改める。

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 電波法の一部を改正する法律案

(手数料の徴収)
第二百三十三条 左の表の上欄に掲げる者は、政令の定めるところにより、
それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手料を納めなければならない。

納めなければならない者		金額
一 第六条の規定による免許を申請する者		金 額
イ 船舶局及び航空機局		三千円
ロ 放送をする無線局		一万三千五百円
ハ その他無線局		六千円
二 第十條の規定による検査を受ける者		
イ 船舶局及び航空機局		一万六千円
ロ 放送をする無線局		九万九千円
ハ その他無線局		三万六千円
三 第十八條の規定による検査を受ける者(第七十一條第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く)		二万二千五百円
四 第三十七條の規定による検定を受ける者		六万円
五 第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者		八百円
六 第四十一條の規定による免許を申請する者		二百円
七 免許状又は免許証の再交付を申請する者		二百円
八 第七十三條第一項の規定による検査を受ける者		八千円
イ 船舶局及び航空機局		四万九千五百円
ロ 放送をする無線局		一万八千円
ハ その他無線局		
2 二台以上の送信機を有する無線局について第十條又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者は、前項の規定による手数料の外、一台の送信機を除く各送信機について、左の表に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手料を附加して納めなければならない。		
区 別		金 額
一 第十條の規定による検査の場合		
イ 船舶局及び航空機局の送信機		四千円
ロ 放送をする無線局の送信機		二万四千八百円
ハ その他無線局の送信機		九千円
二 第七十三條第一項の規定による検査の場合		
イ 船舶局及び航空機局の送信機		二千円
ロ 放送をする無線局の送信機		一万二千四百円
ハ その他無線局の送信機		四千五百円

第二百四條を次のように改める。
(国に対する適用除外)
第二百四條 第二百三條並びに第七章及び第九章の規定は、国に適用しない。但し、他の法律の規定により国とみなされたものについては、第二百三條の規定の適用があるものとする。

2 この法律を国に適用する場合において「免許」又は「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。
第八章中第二百四條の次に次の一條を加える。
(予備免許等の条件又は期限)
第二百四條の二 予備免許、免許又は許可には、条件又は期限を附することが出来る。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最限度のものに限り、且つ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行の際、現に次の表の上欄の資格を有している者は、この法律の施行の日、それぞれこの法律による改正後の電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

旧 資 格	新 資 格
第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士
航空級無線通信士	航空級無線通信士
電話級無線通信士	電話級無線通信士
第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技術士	特殊無線技術士
第一級アマチュア無線技術士	第一級アマチュア無線技術士
第二級アマチュア無線技術士	第二級アマチュア無線技術士
電話級アマチュア無線技術士	電話級アマチュア無線技術士

○宮田重文君登壇、拍手
たたいま議題となりま
した電波法の一部を改正する法律案に
ついて、通信委員会における審議の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

わめて顕著なる進歩発達に伴い、電波の利用分野は、はなはだしく拡大されるところに、その形態も多種多様となり、電波界の事情も大きな変化をいたしたのであります。これがため、現行の規定中、無線局の免許手続、検査制度、無線従事者制度及び手数料等に関するものについて、必ずしも適切でないものが生じたので、これらの関係規定を改正して、施設者及び従業者の負担を最小限度に軽減し、かつ監理行政の合理化、能率化をはかるというのであります。

次に、本案のおもなる内容について申し上げます。第一は、無線局の規模及び種別により、その局の実態に即応するように免許手続及び定期検査を省略できることとしたこと、第二は、無線従事者の免許有効期間の制度を廃止して、終身免許としたこと、アマチュア無線について、新たに初級のアマチュア無線技術士の資格を設けたこと、また、無線従事者の操作範囲については、法定を廃止して、政令によって定めることとしたこと、第三は、検査手数料については、従来、無線局が単位であったのを、送信機の台数を基準とすること、あわせて料額を改訂したこと及び国に対しては手数料を免除したこと、その他、法人合併の場合の免許人の地位の承継の許可制、放送局免許の場合の外国性排除、免許について条件及び期限を付し得ること等について所要の規定を設けるほか、条文の整理を行おうというのであります。

通信委員会におきましては、郵政省及び法務省当局につき詳細な質疑を行い、慎重審議をいたしたのであります。今、質疑によって明らかとなりました。

したおもなる点を申し上げますと、今回の改正案は、事務上必要やむを得ざる程度のものにとどめたものであるが、電波科学及び技術は、将来ますます進歩するものと予想せられるので、事態に即応するため、近き将来に抜本的改正を企図していること、第四十条の二の規定は、予備免許、本免許または許可に当り、必要最小限度の条件または期限をつけようとするものであつて、政府の広範な自由裁量を認めようとするものではない。従つて、言論の圧迫や不当な干渉を行つたとき措置の梗概とはならないものである。わが國に駐在する外國公館が電波を放射することは、もとより不法であるが、その措置については、國際慣行など、外交上の判断によるのを通例としてゐる等でありますが、詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、質疑を終え、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して松平委員より、「郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、改正後の電波法各条の規定中、「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、「通信省令」とあるのは「郵政省令」と読みかえる趣旨の規定を本案の附則に加えることに修正をし、この修正部分を除き、原案に賛成する」旨の発言があり、次いで、日本社会党の鈴木委員より、「本案第四百四条の二の適用に當つては、不当な条件または期限とならないよう十分注意すること及び手数料を國については徴収しないこととしてゐるが、日本國有鉄道並びに日本電信電話公社に対しては、すみやかに國と同様の取扱ひをすることを希望する」趣旨の意見を述べ

て、「修正案を含めて賛成する」との発言がありました。

かくて、討論を終え、採決の結果、松平委員の修正案は、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても、全会一致をもつて可決せられ、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。本案は、委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回國會内閣提出、第二十八回國會衆議院送付)

日程第四、国家公務員共済組合法案(第二十六回國會内閣提出、第二十八回國會衆議院送付)

日程第五、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

第二十六回國會及び第二十七回國會において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次

參議院議長 松野鶴平君

(小字及び一は衆議院修正)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 總則(第一条)

第二章 防衛庁

第一節 通則(第二条―第九条)

第二節 本庁

第一款 内部部局(第十条―第二十条)

第二款 幕僚監部(第二十一条―第二十四条)

第三款 統合幕僚會議(第二十五条―第二十八条)

第四款 部隊及び機關(第二十九条―第三十条)

第五款 附屬機關(第三十一条―第三十八条)

第六款 職員(第三十九条―第四十一条)

第三節 調達庁(第四十一条の二)

第三章 國防會議(第四十二条・第四十三条)

附則

第三條第二項中「所部の職員」の下に「調達庁長官以外の調達庁の職員を除く。」を加える。

第四條に次の一項を加える。

2 防衛庁は、前項に規定する任務のほか、調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百九号)第三條に規定する事務を行うことを任務とする。

第五條中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 調達庁設置法第四條に規定する権限

第七條第一項中「長官及び政務次官」を「長官、政務次官及び調達庁の職員」に改める。

〔第二節 内部部局〕を「第二節 本庁 内部部局」に改める。

第十條中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第十五條第一号中「監査に關するもの」の下に「(自衛隊に係るものに限る。以下次号及び第三号において同じ。)」を加える。

第十六條第一号中「基本に關すること」の下に「(自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。)」を加える。

〔第三節 幕僚監部〕を削り、第二十一条の前に次の款名を加える。

第二款 幕僚監部

第二十一条第一項中「防衛庁」を「本庁」に改める。

〔第四節 統合幕僚會議〕を削り、第二十五条の前に次の款名を加える。

第三款 統合幕僚會議

第二十五条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

〔第五節 部隊及び機關〕を削り、第二十九条の前に次の款名を加える。

第四款 部隊及び機關

第二十九条第一項中「防衛庁」を「本庁」に改める。

〔第六節 附屬機關〕を削り、第三十一条の前に次の款名を加える。

第五款 附屬機關

第三十一条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第三十五條第一項中「自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行ふとともに、長官の定めるところにより、行政財産」を「長官の定めるところにより、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行ふとともに、自衛隊に係る行政財産」に改める。

〔第七節 職員〕を削り、第三十九条の前に次の款名を加える。

第六款 職員

第四十一条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第三節 調達庁

第四十一条の二 国家行政組織法第三條第三項ただし書の規定に基いて、防衛庁に置かれる機關は、調達庁とする。

2 調達庁の組織、所掌事務及び権限に關しては、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定めのある

氣、負傷、出産、休業、災害、
 職、痼疾若しくは死亡又はその
 扶養者の病氣、負傷、出産、死亡

若しくは災害に關して適切な給付を行ふため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行ふこれらの給付及び福祉事業に關して必要な事項を定め、もつて國家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること

を要する國家公務員（國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九号又は第八十二号の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるものの以外のもを除く。）をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡

亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主として組合員の収入により生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなる（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 俸給 一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 各省各庁 衆議院、参議院、総理府（内閣を含む。）、各省、裁判所及び会計検査院をいう。

2 前項第二号又は第三号の規定の適用上、主として組合員の収入により生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第三の上欄に掲げる程度の病状の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、こ

れらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

第二章 組合及び連合会

第一節 組合

(設立)

第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、当該各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する國家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。

一 総理府

イ 警察庁に属する職員、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び國家消防本部に属する職員

ロ 防衛庁に属する職員

ハ 調達庁に属する職員

ニ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員

二 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員

三 大蔵省

イ 印刷局に属する職員

ロ 造幣局に属する職員

四 厚生省 医務出張所、国立病院及び国立療養所に属する職員

五 農林省 林野庁に属する職員

六 通商産業省 アルコール専売

事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

（法人格）

第四条 組合は、法人とする。

（事務所）

第五条 組合は、各省各庁の長（第八条に規定する各省各庁の長をいう。）の指定する地に主たる事務所を置く。

2 組合は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（定款）

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 運営審議会に關する事項

五 組合員の範圍に關する事項

六 給付及び掛金に關する事項

七 審査會に關する事項

八 資産の管理その他財務に關する事項

九 その他組織及び業務に關する重要事項

2 前項の定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

4 組合は、定款の変更について第二項に規定する認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（住所）

第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（管理）

第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第五号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ警察庁長官、防衛庁長官、調達庁長官、自治庁長官、印刷局長、造幣局長又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

（運営審議会）

第九条 組合の業務の適正な運営に資するため、各組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

3 委員は、各省各庁の長が組合員のうちから命ずる。

4 各省各庁の長は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に關する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように、相當の注意を払わなければならない。

第十条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、各省各庁の長の諮問に應じて組合の業務に關する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき各省各庁の長に建議することが出来る。

(運営規則)

第十一條 各省各庁の長は、組合の業務を執行するために必要な事項で大蔵省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、運営規則を定め、又は変更する場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならぬ。

(国の職員及び施設の提供)

第十二條 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

(組合の事務職員の公務員たる性質)

第十三條 組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第十四條 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画及び予算)

第十五條 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを変更しようとするときは、そのつど、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第十六條 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の承認を受けたときは、その財務諸表を事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

(借入金金の制限)

第十七條 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立)

第十八條 組合(第二十一条第一項に規定する連合会加入組合を除く。以下次条第二項において同じ。)は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」といふ。)を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第十九條 組合の積立金及び余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に應じ、安全かつ効率的にしなければならない。

2 組合は、責任準備金の額のうち、組合が厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

(省令への委任)

第二十條 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に關して必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節 連合会

(設立)

第二十一条 組合(政令で指定する組合を除く。以下「連合会加入組合」といふ。)の事業のうち次に掲げるものを共同して行うため、連合会加入組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」といふ。)を設ける。

一 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)の決定及び支払

二 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

三 福祉事業(第九十八条第一項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。)

2 前項第三号の規定は、連合会加入組合が自ら同号に掲げる事業を行うことを妨げるものではない。

(法人格)

第二十二条 連合会は、法人とする。

(事務所)

第二十三条 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 役員に關する事項

五 評議員に關する事項

六 長期給付の決定及び支払に關する事項

七 福祉事業に關する事項

八 資産の管理その他財務に關する事項

九 その他組織及び業務に關する重要事項

2 第六条第二項及び第三項の規定は、連合会の定款について準用する。

(登記)

第二十五条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

(役員)

第二十七条 連合会に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事三人以内を置く。

2 前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、連合会加入組合の事務を行う組合員をもつて充てる。

(役員職務及び権限)

第二十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

(役員任命)

第二十九条 理事長及び監事(第二十七条第二項の規定による監事を除く)は、大蔵大臣が任命する。

2 理事(第二十七条第二項の規定による理事を除く。以下第三十二条第三項において同じ。)は、理事長が、大蔵大臣の認可を受けて任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

(役員任期)

第三十条 役員(任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、任期は、前任者の残任期間とする。)

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第三十一条 次の各号の一に該当する

る者は、役員となることができな
い。ただし、第二十七条第二項の
規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職
員（非常勤の者を除く）、地方
公共団体の議会の議員又は地方
公共団体の長若しくは常勤職員

二 政党の役員

三 連合会と取引上密接な関係を
有する事業者又はその者が法人
であるときはその役員（いかな
る名称によるかを問わず、これ
と同等以上の職権又は支配力を
有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の
役員（いかなる名称によるかを
問わず、これと同等以上の職権
又は支配力を有する者を含む。）
（役員兼任）

第三十二条 大蔵大臣又は理事長
は、それぞれその任命に係る役員
が前条各号の一に該当するに至つ
たとき（第二十七条第二項の規定
による理事又は監事が連合会加入
組合の事務を行う組合員でなくな
つたときを含む。）は、その役員を
解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞ
れその任命に係る役員が次の各号
の一に該当するときは、その他役員
たるに適用し、認めるときは、そ
の役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行
に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理
事を解任しようとするときは、大
蔵大臣の認可を受けなければならない。
ない。

（役員兼任禁止）

第三十三条 役員は、営利を目的と
する団体の役員となり、又は自ら
営利事業に従事してはならない。
（理事長の代表権の制限）

第三十四条 連合会と理事長又は理
事との利益が相反する事項につ
いては、これらの者は、代表権を有
しない。この場合には、監事が連
合会を代表する。

（評議員会）
第三十五条 連合会に、評議員会を
置く。

2 評議員会は、連合会加入組合を
代表する組合員である評議員各一
人をもつて組織する。

3 前項の評議員は、連合会加入組
合に係る各省各庁の長が、その組
合員のうちから任命する。

4 次に掲げる事項は、評議員会の
議を経なければならない。
一 定款の変更
二 運営規則の作成及び変更
三 毎事業年度の予算及び決算
四 重要な財産の処分及び重大な
債務の負担

五 その他連合会の業務に関する
重要事項で、定款をもつて定め
る事項
5 第十條第二項の規定は、評議員
会について準用する。この場合に
おいて、同項中「各省各庁の長」と
あるのは「理事長」と、「建議する」と
あるのは「意見を述べ」と読み
替えるものとする。

（準用規定）
第三十六条 第七條及び第十一條か
ら第二十條までの規定は、連合会
について準用する。この場合にお

いて、第十二條中「各省各庁の長」と
あるのは「理事長」と、第十二條
中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵
大臣」と、第十三條中「組合」とあ
るのは「連合会の役員及び連合会」と
読み替えるものとする。

第三章 組合員
（組合員の資格の得喪）
第三十七条 職員となつた者は、そ
の職員となつた日から、その属す
る各省各庁の職員をもつて組織す
る組合（第三條第二項各号に掲げ
る職員については、同項の規定に
より当該各号の職員をもつて組織
する組合）の組合員の資格を取得
する。

2 組合員は、死亡したとき、又は
退職したときは、その翌日から組
合員の資格を喪失する。

3 一の組合の組合員が他の組合を
組織する職員となつたときは、そ
の日から前の組合の組合員の資格
を喪失し、後の組合の組合員の資
格を取得する。

（組合員期間の計算）
第三十八条 組合員である期間（以
下「組合員期間」という。）の計算
は、組合員の資格を取得した日の
属する月からその資格を喪失した
日の前日の属する月までの期間の
年月数による。

2 組合員が引き続き他の組合の組
合員の資格を取得したときは、も
との組合の組合員期間は、その者
が新たに組合員の資格を取得した
組合の組合員期間とみなす。

3 組合員がその資格を喪失した後
再びもとの組合又は他の組合の組
合員の資格を取得したときは、前

後の組合員期間を合算する。た
だし、退職一時金又は遺族一時金の
基礎となるべき組合員期間を計算
する場合に、前に退職一時金の
基礎となつた組合員期間について
は、この限りでない。

4 前二項の場合において、同じ月
が前後の組合員期間に属するとき
は、その月は、後の組合員期間に
は算入しない。

（責任準備金の移換）
第三十九条 組合員（組合員であつ
た者で退職年金又は廃疾年金を受
ける権利を有するものを含む。）が
他の組合の組合員の資格を取得し
た場合（連合会加入組合の組合員
又は組合員であつた者が他の連合
会加入組合の組合員の資格を取得
した場合を除く。）には、もとの組
合（連合会加入組合にあつては、
連合会）は、その者に係る責任準
備金に相当する金額を当該他の組
合（連合会加入組合にあつては、
連合会）に移換しなければならない。

2 前項の規定により移換すべき責
任準備金の計算については、政令
で定める。

第四章 給付
（組合の給付）
第四十条 組合は、この法律の定め
るところにより、組合員の病氣、
負傷、出産、死亡、休業若しくは
災害又は被扶養者の病氣、負傷、
出産、死亡若しくは災害に關し、
第五十一條に規定する短期給付を
行うほか、第五十二條に規定する
短期給付を行うことができるもの

とし、また、組合員の退職、廃疾
又は死亡に關し、長期給付を行う
ものとする。

（給付の決定及び支払）
第四十一条 給付を受ける権利は、
その権利を有する者の請求に基
いて、組合（長期給付で連合会加
入組合に係るものにあつては、
連合会。以下この条、第四十七
條、第四十八條、第七十五條、第
八十一條第三項、第九十五條、第
百八條第二項、第六十六條第一項、第
百八條第二項、第六十六條第二項、
第六十四條及び第六十八條にお
いて同じ。）が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故
が公務により生じたものであるか
どうかを認定するに當つては、國
家公務員災害補償法（昭和二十六
年法律第九十一號）他の法律に
おいて準用する場合を含む。以下
同じ。）に規定する実施機関その他
の公務上の災害に対する補償の実
施機関の意見を聞かなければなら
ない。

3 組合は、政令で定めるところに
より、長期給付の支払に關する事
務を通信省に委託することができる。

（給付額の算定の基礎となる俸給）
第四十二条 短期給付（第五十一條
及び第五十二條に規定する短期給
付をいう。以下同じ。）の給付額の
算定の基準となるべき俸給は、給
付事由が生じた日（給付事由が退
職後に生じた場合においては、退職
の日。以下この条において同じ。）の
属する月の俸給の標準となつた俸
給（第四條第二項及び第三項の規

定により掛金の標準となつた俸給をいう。以下この条において同じ。とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて俸給日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき俸給は、給付事由が生じた日の属する月以前三年間における掛金の標準となつた俸給の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて俸給年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて俸給日額とする。

3 給付事由が生じた日の属する月以前一年以内に次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる俸給を当該各号に規定する昇給があつた後の期間における掛金の標準となつた俸給として、前項の規定を適用する。

一 公務により病氣にかかり、又は負傷したため退職し、又は死亡した者の俸給につき、給付事由が生じた月の一年前の俸給(その者が給付事由が生じた月の一年前に組合員の資格を有していなかつた場合には、その後において組合員の資格を取得した月の俸給。以下この項において「二年前の俸給」という。)より二号俸をこえる昇給があつた場合、一年前の俸給より二号俸(政令で定める者については、三号俸)上位の俸給

二 前号に規定する者以外の者の俸給につき、一年前の俸給より

り一号俸をこえる昇給があつた場合、一年前の俸給より一号俸(政令で定める者については、二号俸)上位の俸給

4 前項の規定の適用については、昇任、転任又はこれらに準ずる措置による俸給の増額は、昇給とみなす。

(遺族の順位)

第四十三条 給付を受けるべき遺族の順位は、第二条第一項第三号に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、実父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることのできる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることのできる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 この法律に基く給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これを

をその者の遺族(弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第四十六条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く)があり、かつ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第四十七条 偽りその他不正の行為により組合員から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(第五十八条に規定する保険医をいう。)が組合員に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第四十八条 組合は、給付事由が第

三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者(給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第四十九条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

(短期給付の種類)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付及び療養費

二 家族療養費

三 出産費

四 配偶者出産費

五 育児手当金

六 埋葬料

七 家族埋葬料

八 傷病手当金

九 出産手当金

十 休業手当金

十一 弔慰金

十二 家族弔慰金

十三 災害見舞金

(附加給付)

第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行ふことができる。

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十三条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、大蔵省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行ふものとする。ただし、同号の規定による届出がその事実の生じた日から三十日を経過した後にされた場合には、その届出を受けた日から行ふものとする。

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十四条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行ふものとする。

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一 組合（連合会加入組合にあつては、連合会を含む。）の経営する医療機関又は薬局
- 二 組合員（他の法律に基く共済組合で療養の給付に相当する給付を行ふものの組合員を含む。）のための療養を行ふことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノハ

の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額を当該医療機関に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払つた一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

4 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基く厚生大臣が定めたところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定をした場合には、その定めたとところにより算定した金額）とする。

第五十六条 組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4 前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

第五十七条 被扶養者が第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3 被扶養者が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費

として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代り、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6 第五十四条、第五十五条第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは、「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用」とあるのは、「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替へるものとする。

(療養の給付期間)

第五十九条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）に關しては、これらの給付（他の法律に基く共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2 組合員の資格を喪失した日の前日まで引続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基く共済組合でこれらの給付に相当する給付を行ふものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。以下次項、第六十一条第二項及び第六十七条第四項において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費については、その被扶養者がその期間内に組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受

けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

(他の法令による療養との調整)

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。

(出産費及び配偶者出産費)

第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、俸給の一月分に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く)が出産したときは、配偶者出産費として、俸給の半月分に相当する金額を支給する。

(育児手当金)

第六十二条 組合員又はその被扶養者である配偶者(次項の規定の適用を受ける者を除く)が出産し、かつ、その生れた子を育てる場合には、育児手当金として、出産の日から引き続き育てている期間(その期間が六月をこえるときは六月とし、その期間に一月に満たない端数があるときはこれを一月とする)一月につき四百円を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者又はその被扶養者である配偶者がその退職後六月以内に出生し、かつ、その生れた子を育てたときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 一年以上組合員であつた者がその資格を喪失した際に育児手当金を受けている場合には、その者がその資格を喪失しなかつたとしたならば第二項の規定により受けることができる期間、継続してこれをその者(その者が死亡した場合においては、その死亡の当時被扶養者であつた配偶者)に支給する。

4 前三項の規定による育児手当金は、出生した場合に前金払をすることができ、

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行ふものに対し、埋葬料として、俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く)が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の

百分の五十に相当する金額を支給する。

第六十四条 第五十九条第二項の規定により療養に關する給付を受けている者(当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という)が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

2 第五十九条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)

第六十五条 家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、出産又は死亡に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款 休業給付

(傷病手当金)

第六十六条 組合員が公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日

につき俸給日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の百分の六十に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から通算して六月間(結核性の病氣については、三年間)とする。

4 第五十九条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5 第三項の場合又は前項において準用する第五十九条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合に、その期間内は、支給しない。

(出産手当金)

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。

3 第六十一条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(休業手当金)

第六十八条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合に、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき俸給日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病氣又は負傷
二 組合員の配偶者の出産
三 組合員の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害
四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

七日

五 前各号に掲げるもののほか、

運営規則で定める事由 運営規則で定める期間

(俸給との調整)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受けける場合には、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十一条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を俸給に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

(長期給付の種類)

第七十二条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 退職年金
- 二 減額退職年金
- 三 退職一時金
- 四 療養年金
- 五 療養一時金
- 六 遺族年金

七 遺族一時金

2 長期給付に関する規定は、次に掲げる職員である組合員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の適用を受ける者に限り、適用する。

一 郵政事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

二 第三条第二項第三号及び第六号に掲げる職員

三 国有林野事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

第七十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期間にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(退職給付と療養給付との調整)

第七十四条 この節の規定により療養年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

2 療養年金を受ける権利を有する者には、退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、療養一時金は、支給しない。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 組合は、年金である給付の支給に必要の範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び療養の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職給付

(退職年金)

第七十六条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、俸給年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節において同じ。)一年につき俸給

年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が三万四千八百円より少ないときは、三万四千八百円とし、その額が俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、その金額に止める。

3 退職一時金又は療養一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給する場合に、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、俸給年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該療養一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を俸給に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額

(退職年金の停止)

第七十七条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第三の上欄に掲げる程度の療養の状態にあるときは、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

4 十二万円をこえる金額の退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六十万円をこえるときは、その者に支給する退職年金の額が十二万円を下らない限度において、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき退職年金の額のうち、所得金額から六十万円を控除した残額(二万円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額)を一万円で除し、これに千分の二・五を乗じて得た割合(百分の五十五)を当該退職年金の額に乗じて得た金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額のうち退職年金の額以外のものは、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

(退職年金の額の改定)

第七十八条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額

を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

(減額退職年金)

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

3 第七十七条第一項、第四項及び第五項並びに前条前段の規定は、減額退職年金について準用する。

4 前項において準用する前条前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基準となつた俸給年額に対する割合に、再び組合員となつた期間の年数一年につき百分の一・五を加え、これを再退職に係る俸給年額に乗じて得た金額とする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢と

の差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

(退職一時金)

第八十条 組合員期間三年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

第三款 廃疾給付

(廃疾年金)

第八十一条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一 公務により病気にかかり、又は負傷した組合員 其の公務による傷病（以下「公務傷病」という。）の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二 組合員となつて一年以上経過した後、公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者 其の傷病の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2 前項各号中「退職の時」とあるのは、同項第一号の規定による廃

疾年金（以下「公務による廃疾年金」という。）については、公務傷病について国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けていない者にあつては、「公務傷病がなかつた時又は同法第十九條の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、同項第二号の規定による廃疾年金（以下「公務によらない廃疾年金」という。）については、第五十九條第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができない期間内になつた時又はなかつたがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項各号に規定する期間を経過した後であつても、組合員が国家公務員共済組合連合会の議に付することを適当と認め、かつ、国家公務員共済組合連合会においてその廃疾が公務傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから、廃疾年金を支給する。

(廃疾年金の額)
第八十二条 公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ俸給年額に別表第三の中欄イに掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が俸

給年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ俸給年額に別表第三の中欄ロに掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が生じた者に廃疾年金を支給する場合には、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十六条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

(廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等)
第八十三条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当事る別表第三の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2 第八十一条第二項の規定は前項に規定する退職の時について、同条第三項の規定は前項の規定によ

る廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その権利は、消滅する。

4 組合員であつた期間十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が退職の際受けるべきであつた退職一時金と俸給十二月分との合算額より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

(二)以上の廃疾がある場合の取扱
第八十四条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十一条第一項各号の病氣又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じて、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第八十二条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものとみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額（当該公務傷病による廃疾の程度が別表第三の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額）とする。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）
第八十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 第八十一条第二項の規定は、前項に規定する退職の時に準て用する。

4 前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が改定前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額。以下この項において同じ。）より少ないときは、改定前の廃疾年金の額をもつて改定額とする。

（公務による廃疾年金と障害補償との調整）
第八十六条 公務による廃疾年金は、国家公務員災害補償法第十三条の規定による障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第三の上欄の一級に該当する者 百分の三十

二 別表第三の上欄の二級に該当する者 百分の二十

三 別表第三の上欄の三級に該当する者 百分の十

（廃疾一時金）
第八十七条 一年以上組合員であつた者が公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第五十九条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になつた時又はなおらないがその期間を経過した時）に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、俸給の十二分を支給する。

2 同時に二以上の廃疾があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を同項に規定する廃疾の状態として、同項の規定を適用する。

（遺族年金）
第八十八条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合 俸給年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合 俸給年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合 俸給年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

（遺族年金の停止）
第八十九条 夫、父母又は祖父母に對する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

（遺族年金の失権）
第九十一条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六 別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

（公務による遺族年金と遺族補償との調整）
第九十二条 第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金は、国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

（遺族一時金）
第九十三条 組合員期間が三年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金の支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第二

昭和三十二年四月十八日 参議院會議録第二十三号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外二件

四三五

に定める日数を乗じて得た金額とする。

第四節 給付の制限

(給付の制限)

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、廢疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせたときは、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、廢疾、死亡又は災害に係る給付は、行わず、また、当該廢疾については、第七十七条第三項の規定は、適用しない。

2 第三節第四款の規定による遺族給付(第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第一百二十二条第三項において同じ。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させたときは、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者については、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廢疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは廢疾の程度を増進させ、

若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廢疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者には、当該病氣、負傷、廢疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該廢疾については、第八十三条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廢疾の程度が現に該当する額以下の額に該当するものとして同項の規定による廢疾年金の額の改定を行うことができる。

第九十五条 組合がこの法律に基く給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診斷を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第九十六条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は組合員が懲戒処分によつて退職したときは、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行わない。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行わないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第九十七条 長期給付に關し第九十四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定の適用を受けた者が再び組合員となり、かつ、再び退職したときは、当該長期給付の基礎となつた組合員期間に係る年金である給付でその者に支給すべきものの額は、これらの規定による給付の制限の程度に応じ政令で定める金額を第三節の規定により算定した金額から控除した金額とする。

が再び組合員となり、かつ、再び退職したときは、当該長期給付の基礎となつた組合員期間に係る年金である給付でその者に支給すべきものの額は、これらの規定による給付の制限の程度に応じ政令で定める金額を第三節の規定により算定した金額から控除した金額とする。

第五章 福祉事業

(福祉事業)

第九十八条 組合(連合会を含む。)以下第一百六条において同じ。は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の經營
 - 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
 - 三 組合員の貯金の受入又はその運用
 - 四 組合員の臨時の支出に対する貸付
 - 五 組合員の需要する生活必需品の供給
 - 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの
- 2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。
- 第六章 費用の負担
- (費用負担の原則)
- 第九十九条 組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。

一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平均的になるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
 - 二 長期給付に要する費用 掛金百分の四十五、国の負担金百分の五十五
 - 三 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
 - 四 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用 国の負担金百分の百
- 3 前項第四号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため国が負担すべき金額は、毎年度、国の予算をもつて定める。
- 4 専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合

(以下「職員団体」と総称する。)の事務にもつづら従事する職員である組合員をいう。)である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第三号まで中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金)

第一百条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2 掛金は、大蔵省令で定めるところにより、組合員の俸給を標準として算定するものとし、その俸給と掛金との割合は、組合の定款で定める。

3 組合員のうち俸給の額が七万五千円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が七万五千円であるものとみなす。

(掛金等の給付からの控除)

第一百一条 組合員の給付支給機関は、毎月、俸給その他の給付を支給する際、組合員の給付から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この項において同じ。)の

給与支給機関は、組合員が組合に對して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、俸給その他の給与（国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に基く退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項において同じ。）を支給する際、組合員の俸給その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

3 連合会加入組合は、長期給付に充てるべき掛金については、前二項の規定による払込があることに、これを連合会に払い込まなければならない。

（負担金）

第二百二条 各省各庁の長又は職員団体は、それぞれ第九十九条の規定により国又は職員団体が負担すべき金額を、毎月組合に払い込まなければならない。ただし、連合会加入組合に係る長期給付の事務に要する費用は、大蔵大臣が直接連合会に払い込むものとする。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 連合会加入組合は、政令で定めるところにより、第九十九条に規定する長期給付及び福祉事業の費用に充てるべき国又は職員団体の負担金に相当する金額を、当該負担金の払込があることに、連合会に払い込まなければならない。

第七章 審査の請求

（審査の請求）

第二百三条 組合員の資格若しくは給付に關する決定又は掛金の徴収に關し不服がある者は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、同項に規定する決定又は徴収があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置及び組織）

第二百四条 国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）は、組合（連合会加入組合にあつては、連合会）に置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、国を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、各省各庁の長（連合会に置く審査会にあつては、大蔵大臣）が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができ、審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選舉する。

7 会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行ふ。

（議事）
第二百五条 審査会は、組合員を代表する委員、国を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければならない、會議を開き、及び議決することとができる。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（關係人に対する通知等）
第二百六条 審査会は、審査の請求を受理したときは、当該審査の請求に係る組合及びその他の利害關係人にこれを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査会に對し、当該通知に係る審査の事件について意見を述べることができ、（審査のための報告等）

第二百七条 審査会は、審査のため必要があるとき認めるときは、審査を請求した者若しくは關係人から報告若しくは意見を徴し、又はこれらの者の出頭を求めて審問することができる。

（決定の方式）
第二百八条 審査の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、会長及び決定に關与した委員がこれに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第二百六条第一項の規定により通知を受けた組合その他の利害關係人に決定書の謄本を送付しなければならない。

組合その他の利害關係人に決定書の謄本を送付しなければならない。

（決定の効力）
第二百九条 審査の決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

2 審査の決定は、第二百六条第一項の規定により通知を受けた組合その他の利害關係人を拘束する。

（政令への委任）
第二百十條 審査会の委員及び第二百七条の規定により出頭を求めた關係人の旅費その他の手当の支給その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 国家公務員共済組合審議会

（国家公務員共済組合審議会）
第二百十一條 この法律に基く組合に關する制度及びその行方給付その他の事業の運営に關する重要事項について、大蔵大臣の諮問に応じ、調査審議するため、大蔵省の附屬機關として、国家公務員共済組合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、組合に關する施策及び組合の運営に關する事項について、大蔵大臣に建議することができ、（審議会の組織）

3 審議会は、委員九人以内で組織する。

4 委員は、學識経験がある者、関係行政機關の職員及び組合員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができ、審査会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行ふ。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雜則

（時効）
第二百十二條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行われないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行われないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者
（期間計算の特例）
第二百十三條 この法律の規定により

給付の請求又は審査の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(戸籍書類の無料証明)

第百十四条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、組合又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(端数の処理)

第百十五条 年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一元未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

(大蔵大臣の権限)

第百十六條 組合の業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 組合は、大蔵省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 大蔵大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第百十七條 大蔵大臣は、組合の療養に關する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百十八條 組合は、大蔵省令・厚生省令で定めるところにより、この法律に定める医療に關する事項その他この法律の規定による給付に關する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

(船員組合員の期間計算の特例)

第百十九條 船員保険の被保険者(以下「船員」といふ。)である組合員(以下「船員組合員」といふ。)の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

(船員組合員の療養の特例)

第百二十條 船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合における療養に關しては、第五十四條から第五十九條までの規定にかかわらず、船員保険法第二十八條から第二十九條ノ三まで、第三十一條及び第三十一條ノ二の規定の例による。

2 前項の場合において、船員保険法第二十九條ノ三の規定の例により国が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行うものとする。

(船員組合員の療養以外の給付の特例)

第百二十一條 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付(組合員でない船員であつた期間がある場合

には、これらの給付並びにその期間に對する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付(葬祭料を除く。))

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの(船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に對する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付)

2 前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に關する給付を除く。)

第百二十二條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七號)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

(船員組合員についての負担金の特例)

第百二十三條 国は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する船員保険法に規定する給付に要する費用(同法第二十九條ノ三の規定により船船所有者が負担すべき費用を含む。)については、第九十九條第二項の規定にかかわらず、同法第五十八條の規定による国庫の負担及び同法第六十條第一項の規定による船船所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(外国で勤務する組合員についての特例)

第百二十四條 外国で勤務する組合員に對するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

(組合職員の取扱)

第百二十五條 組合に使用され、組合から給付を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。)でその運営規則で定めるもの(以下「組合職員」といふ。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律(第四十一條第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第四章中「公務」とあるのは、「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは、「運営規則で定める俸定俸給」と、第九十九條第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第三号まで中「国の負担

金」とあるのは、「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第三号まで中「国の負担

金」とあるのは、「組合の負担金」と、第二百三十三条中「国は、」とあるのは「組合は、」と、「同法第五十八

条の規定による国庫の負担及び同法」とあるのは「同法」とする。

2 組合職員が職員となつたとき、又は職員が組合職員となつたときは、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に退職したものとみなす。

3 職員であつた期間に係る組合員期間と組合職員であつた期間に係る組合員期間とは、第三十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、合算しない。

(連合会役職員の取扱)
第二百二十六条 連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給付を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者は除く)でその運営規則で定めるもの(以下「連合会役職員」という。)をもつて組織する共済組合を設けることができる。

2 前項の規定により共済組合を設けた場合には、連合会役職員は、職員と、同項の共済組合は、組合とそれぞれみなして、この法律の規定(第四十一条第二項の規定及び役員については第四章第三節その他の長期給付に関する規定を除く。)を適用する。この場合においては、この法律中「各省各庁」とあるのは「連合会」と、「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」とし、その他前条第一項後段の規定を準用する。

3 前条第二項及び第三項の規定

は、連合会役職員(連合会の役員を除く。)について準用する。

(省令への委任)
第二百二十七条 この法律の実施のための手続その他この法律の執行に關し必要な細則は、大蔵省令で定める。

第十章 罰則

(罰則)
第二百二十八条 第二百六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十九条(第三十六條)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、組合の積立金又は余裕金を運用したとき。

三 第二百六条第四項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

四 この法律に規定する業務又は他の法律により組合若しくは連合会が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

第二百三十条 連合会の役員が第二十五条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第三百一一条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第百七条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、附則第三條第三項(同条第四項及び附則第二十条第二項後段)において準用する場合を含む。)の規定は、公布の日から、第十九条第二項、第三十八条第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条第二項から第四項まで、第四章第三節、第百条第三項並びに附則第二十条第六項の規定は、昭和三十四年一月一日から施行する。

(旧法の効力)
第二条 改正前の国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。)中第三章第三節から第五節までの規定その他これらの規定に規定する給付に係る規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、昭和三十三年十二月三十一日まで(これらの規定を他の法令において準用し、又は適用する場合については、当分の間)は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。

(組合及び連合会の存続)
第三条 旧法第二条の規定により設けられた共済組合(以下この条において「旧組合」という。)又は旧法第六十三條の二の規定により設けられた共済組合連合会(以下この条において「旧連合会」という。)は、昭和三十三年七月一日(以下「施行日」という。)において、それぞれ第三条又は第二十一条の規定により設けられた組合又は連合会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧法の規定により定められた旧組合の運営規則及び旧連合会の定款でこの法律の規定に抵触するものは、施行日(前条第一項に規定する給付に係る部分については、昭和三十四年一月一日)からその効力を失ふものとする。

3 各省各庁の長は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び第十五條の規定の例により、組合の定款を定め、施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該

定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」と、「旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び」であるのは「第二十四条の規定及び第三十六條において準用する」と、「定款を定め」とあるのは「定款を変更し」と読み替へるものとする。

(連合会の役員の特例)
第四条 この法律に基いて最初に任命された連合会の理事及び監事のうちの第二十七條第二項の規定によるものの半数については、理事長の定めるところにより、第三十条第一項の規定にかかわらず、その任期は、一年とする。

(従前の給付等)
第五条 この附則に別段の規定があるもののほか、旧法(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法を含む。)の規定に基いてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

(被扶養者に関する経過措置)
第六條 施行日の前日において旧法第十八條に規定する被扶養者であつた者が第二條第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。

(組合及び連合会の存続)
第三条 旧法第二条の規定により設けられた共済組合(以下この条において「旧組合」という。)又は旧法第六十三條の二の規定により設けられた共済組合連合会(以下この条において「旧連合会」という。)は、昭和三十三年七月一日(以下「施行日」という。)において、それぞれ第三条又は第二十一条の規定により設けられた組合又は連合会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧法の規定により定められた旧組合の運営規則及び旧連合会の定款でこの法律の規定に抵触するものは、施行日(前条第一項に規定する給付に係る部分については、昭和三十四年一月一日)からその効力を失ふものとする。

3 各省各庁の長は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び第十五條の規定の例により、組合の定款を定め、施行日を含む事業年度のうちに同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該

定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」と、「旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び」であるのは「第二十四条の規定及び第三十六條において準用する」と、「定款を定め」とあるのは「定款を変更し」と読み替へるものとする。

(連合会の役員の特例)
第四条 この法律に基いて最初に任命された連合会の理事及び監事のうちの第二十七條第二項の規定によるものの半数については、理事長の定めるところにより、第三十条第一項の規定にかかわらず、その任期は、一年とする。

(従前の給付等)
第五条 この附則に別段の規定があるもののほか、旧法(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法を含む。)の規定に基いてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

(被扶養者に関する経過措置)
第六條 施行日の前日において旧法第十八條に規定する被扶養者であつた者が第二條第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の

収入により生計を維持している間に限り、同項同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病氣又は負傷により生じた病氣による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病氣についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持している者

二 その病氣又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者

第七條 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、その収容に係る傷病については、第五十五條第二項の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該傷病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第八條 組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余剰財産の範囲内で、一部負担金の払戻その他の措置で大蔵大臣の定めるものを行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

(資格喪失後の給付に関する経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第二項(旧法第五十五條第五項において準用する場合を含む)、旧法第三十六條第三項若しくは旧法第五十六條第三項の規定により支給されている給付又は施行日前に組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出産し、若しくは死亡したときに、旧法第三十五條第二項(旧法第三十六條第三項において準用する場合を含む)、旧法第三十八條若しくは旧法第五十六條第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、第五十九條第二項(第六十六條第四項において準用する場合を含む)、第六十一條第二項、第六十二條第二項及び第三項、第六十四條並びに第六十七條第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行の際現に旧法第五十五條の規定により傷病手当金の支給に関する経過措置

第十二條 この法律の施行の際現に旧法第五十七條第一号又は第六号の規定により休業手当金の支給を受けている者については、第六十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(長期給付に関する規定の適用)

第十三條 第四章第三節その他の長期給付に関する規定は、当分の間、次に掲げる職員である組合員についても適用する。

一 第七十二條第二項各号に掲げる職員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受けない者

二 第七十二條第二項各号に掲げる職員以外の職員のうち恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受けない者

(長期給付に関する経過措置)

第十四條 前条その他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

手当金の支給を受けている者については、前条第一項に定めるもののほか、第六十六條第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(休業手当金の支給に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に旧法第五十七條第一号又は第六号の規定により休業手当金の支給を受けている者については、第六十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(長期給付に関する規定の適用)

第十三條 第四章第三節その他の長期給付に関する規定は、当分の間、次に掲げる職員である組合員についても適用する。

一 第七十二條第二項各号に掲げる職員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受けない者

二 第七十二條第二項各号に掲げる職員以外の職員のうち恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受けない者

(長期給付に関する経過措置)

第十四條 前条その他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(連合会組合の設立に伴う権利義務の承継)

第十六條 第二百二十六條第一項の規定による組合(以下「連合会組合」という。)が成立した場合においては、その組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、連合会組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、連合会組合が承継する。

(組合職員等の健康保険法の被保険者であつた期間に係る給付の取扱)

第十七條 組合職員又は連合会役員で、施行日(連合会組合の成立の日)においては、連合会組合の成立の日)においては、第二百二十六條第二項の規定により組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、その者は、その組合員となつた日以前の健康保険の被保険者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その組合員となつた日において現に健康保険法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組合員となつた組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

(組合職員等の厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱)

第十八條 前条に規定する者でその組合員となつた際に厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつたものの被保険者であつた期間は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)

第十九條 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、前条に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日(連合会役員に係る部分については、連合会組合の成立の日)から一年以内に厚生年金保険特別会計から組合に交付するものとする。

(地方職員の取扱)

第二十條 常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七條第二項又は第二十九條第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを除く。)で次に掲げるもの(以下「地方職員」という。)は、当分の間、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、地方職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一 都道府県警察職員及び消防職員で政令で定めるもの 第三條第二項第一号に規定する職員をもつて組織する組合

二 都道府県職員で政令で定めるもの 第三條第二項第一号に

2 前項に規定する者の同項の規定により組合員期間とみなされた期間は、その組合員となつた日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

(組合職員等の厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱)

第十八條 前条に規定する者でその組合員となつた際に厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつたものの被保険者であつた期間は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)

第十九條 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、前条に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日(連合会役員に係る部分については、連合会組合の成立の日)から一年以内に厚生年金保険特別会計から組合に交付するものとする。

(地方職員の取扱)

第二十條 常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七條第二項又は第二十九條第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを除く。)で次に掲げるもの(以下「地方職員」という。)は、当分の間、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、地方職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

2 前項に規定する者の同項の規定により組合員期間とみなされた期間は、その組合員となつた日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)

第十九條 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、前条に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日(連合会役員に係る部分については、連合会組合の成立の日)から一年以内に厚生年金保険特別会計から組合に交付するものとする。

(地方職員の取扱)

第二十條 常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七條第二項又は第二十九條第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを除く。)で次に掲げるもの(以下「地方職員」という。)は、当分の間、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、地方職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一 都道府県警察職員及び消防職員で政令で定めるもの 第三條第二項第一号に規定する職員をもつて組織する組合

二 都道府県職員で政令で定めるもの 第三條第二項第一号に

規定する職員をもつて組織する組合

三 公立学校職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の所属職員 公立学校共済組合

2 前項第三号に規定する公立学校共済組合は、旧法第八十六条の規定により公立学校職員を単位として設けられた共済組合とし、当該共済組合は、組合とみなし、附則第三条第一項の規定の例により、組合として、同一性をもつて存続するものとする。この場合においては、附則第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 地方職員についてこの法律を適用する場合には、第十二条中「各省各庁の長」とあるのは「各省各庁の長又は地方公共団体の長若しくは都道府県教育委員会」と、「国」とあるのは「国又は地方公共団体」と、第九十九条中「国」とあるのは「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条若しくは第二条又は公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）第四条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下第二百二条及び第二百二十三条において同じ。）」と、「国家公務員法第九十八条」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条」と、「公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三条」とあるのは「地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第

二百八十九号）第五条」と、第二百二条中「各省各庁の長」とあり、又は「大蔵大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、「国」とあるのは「地方公共団体」と、第二百四条及び第二百五条中「国」とあるのは「国又は地方公共団体」と、第二百二十条及び第二百二十三条中「国」とあるのは「地方公共団体」とする。

4 公立学校共済組合についてこの法律を適用する場合には、第八条中「林野庁長官」とあるのは「林野庁長官と、公共学校共済組合にあつては文部大臣」とする。

5 地方職員のうち、恩給法第十九条に規定する公務員とみなされる者並びに地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者には、長期給付に関する規定は、適用しない。

6 第一項各号に掲げる組合の当該各号に掲げる職員に係る第十九条第二項の規定に基く責任準備金の運用については、当該組合に係る各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めるところによるものとする。

（登録税法の一部改正）
第二十一条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「私立学校振興会の下に、国家公務員共済組合連合会」を、「私立学校振興会の下に、国家公務員共済組合法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会の下に、国家公務員共済組合、同連合会」を加え、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

（印紙税法の一部改正）
第二十二条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ八 国家公務員共済組合又ハ同連合会ノ国家公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第九十八条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第二十三条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「市町村職員共済組合法」を「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第 号）附則第十九条、市町村職員共済組合法」に改める。

（所得税法の一部改正）
第二十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

第八号第六項第六号中「第六十八号」を「第六号」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）
第二十五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八号第二十一号中「共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理」を「共済組合に関する制度を管理」に改める。

第二十二ノ二 国家公務員共済組合又ハ同連合会ガ国家公務員共済組合法第九十八条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）
第二十二条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ十ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ八 国家公務員共済組合又ハ同連合会ノ国家公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第九十八条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第二十三条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

（所得税法の一部改正）
第二十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

第八号第六項第六号中「第六十八号」を「第六号」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）
第二十五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八号第二十一号中「共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理」を「共済組合に関する制度を管理」に改める。

第十七条第一項の表中財政制度審議会の項の次に次のように加える。

国家公務員共済組合審議会	大蔵大臣の諮問に 応じて、国家公務員共済組合に関する制度及びその行 う給付その他の事務 の運営に関する 重要事項について 調査審議すること
--------------	--

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）
第二十六条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第 号）」に、「共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第五条第一項中「共済組合法」を「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」に改め、同条第二項中「共済組合法」を「旧共済組合法」に改める。

第六条第一項及び第二項、第七條の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第一項中「共済組合法」を「旧共済組合法」に改める。

第二十四条中「共済組合法」を「旧共済組合法」に、「同法の規定による共済組合」を「共済組合法による共済組合」に、「第四十条」を「第

七十七条第一項及び第七十八条に改め、後段を削る。

（防衛庁職員給与法の一部改正）
第二十七条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

自衛官又は学生に対する国家公務員共済組合法第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「その二十五分の一に相当する金額」とあるのは、「これに政令で定める割合を乗じて得た金額」とする。

第二十九条第二項中「第五十五条第五項において準用する第三十四条第二項」を「第六十六条第四項において準用する第五十九条第二項」に、「第五十五条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第二十八条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「災害給付」を「災害給付」に改める。

第二十五条及び第二十五条の二を次のように改める。

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 防衛庁設置法の一部を改正する法律(案外二件)

(国家公務員共済組合法の準用)
第二十五条 この節に規定するもののほか、保健給付、災害給付及び休業給付については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二号)第二十一条第一号、

第五号及び第六号を除く。、第四十三号から第七十一条まで、第十四条第一項及び第三項並びに第

九十五条の規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二十一条第四号	職員	組合員
第四十七条第二項	前項の場合において、その保険医	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又はその学校法人等又は保険医
第五十三条第一項	大蔵省令	文部省令
第五十四条第一項 第六十三条第一項 第六十六条第一項 第六十八条第三号	公務	職務
第五十五条第一項第一号	組合(連合会加入組合にあつては、連合会を含む。)	組合
第五十五条第二項 第六十八条第五号	運営規則	業務方法書
第五十九条第一項	これらの給付(他の法律に基く共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。)	これらの給付
第五十九条第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。
第六十一条第一項及び第三項 第六十三条第一項 第七十一条	俸給	標準給与の月額
第六十六条第一項及び第二項 第六十七条第一項 第六十八条	俸給日額	標準給与の日額
第六十九条	俸給	給与

第二十五条の二 この節に規定するもののほか、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、当分の間、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第六十九号)第二十条から第二十九条まで、第三十九条から第五十二条まで及び第五十九条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第四十二条第一項 第四十五条第一項	公務	職務
第三十九条第一項 第四十一条第二項 第四十一条第三項 第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第二項 第四十三条第二項 第四十四条第二項 第四十五条第二項	第十三条第二号又は第三号	私立学校教職員共済組合法第十六条第二号から第四号まで
第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第二項 第四十三条第二項 第四十四条第二項 第四十五条第二項	俸給	平均標準給与の月額
第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第二項 第四十三条第二項 第四十四条第二項 第四十五条第二項	俸給日額	平均標準給与の日額
第五十九条	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第三十六条中「給付」を「組合員の資格若しくは給付に改め、異議のある者は」の下に「、その決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に」を加える。
第三十八条を次のように改める。
(国家公務員共済組合法の準用)

第三十八条 前二条に規定するもののほか、審査会については、国家公務員共済組合法第三十三条第三項、第四十四条第六項及び第七項並びに第五十条から第六十条までの規定を準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「国を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「第三十一条第一項第三号」を「第五十五条第三項」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二十九条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二 組合は、運営規則の定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第六十九号)」と「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二号)」に改める。

(その他の法律の一部改正)

第三十九条 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二号)」に改める。

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外二件

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)第二条第二号ト
- 二 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十七条第一項
- 三 国家公務員等退職手当暫定措置法第一条第二項
- 四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第十一条第三号
- 五 厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条第一項第二号
- 六 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三十六条第一項
- 七 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二十六条第一項第一号
- 八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第三号)第六条第三号
- 2 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三号)」に改める。
- 一 健康保険法第四十三条/四第二項
- 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十四第一項
- 三 日雇労働者健康保険法第十八条第一項
- 3 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三号)」に改める。
- 一 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第四号
- 二 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十三条第二項

別表第一

損 害 の 程 度	月 数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三 月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	二 月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一 月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三 住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五 月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

組 合 員 期 間	日 数
三年以上	七〇日
四年以上	九五日
五年以上	一二〇日
六年以上	一四五日
七年以上	一七〇日
八年以上	一九五日
九年以上	二二〇日
一〇年以上	二四五日
一年以上	二七〇日
一年以上	二九五日
一年以上	三二〇日
一年以上	三五〇日
一年以上	三八〇日
一年以上	四一〇日
一年以上	四四五日
一年以上	四八〇日
一年以上	五一五日

別表第三

度の療 養 状 態	支 給 率	最 低 保 障 額
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	(イ)(公務上) 〇・八	四八〇〇円
二 両上肢の用を全く廃したもの	(ロ)(公務外) 〇・五	四八〇〇円
三 両下肢の用を全く廃したもの		
四 両上肢を腕関節以上で失つたもの		
五 両下肢を足関節以上で失つたもの		
六 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの		

- 六 一耳の聴力が、耳膜に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 七 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 八 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 九 脊柱の機能に障害を残すもの
- 一〇 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一一 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一二 一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 一三 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 一四 一上肢の二指以上を失つたもの
- 一五 一上肢のひとさし指を失つたもの

備考 別表第三の備考一から五までに同じ。

- 一六 一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 一七 ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一八 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 一九 一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
- 二〇 一上肢の五趾の用を廃したもの
- 二一 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 二二 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 二三

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項以下を二項ずつ繰り下げ、附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)第七十二条第二項又は同法附則第十三条の規定により同法の長期給付に關する

規定の適用を受ける職員(以下「郵政職員等」という。)〇並びに日本郵政公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の三条から第五条まで及び附則第十項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第三条第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とする。

イ 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

ハ 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

二 第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する者」とあるのは「前項に規定する者のうち、傷い疾病によらず、その者の都合により退職した者」と、「百分の五十」とあるのは「百分の六十」とする。

統後の退職」と、同条第一項中「政令で定める程度の傷い、疾病、死亡若しくは二十年以上」とあるのは「二十年以上二十五年未満の期間」と、又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるもの」とあるのは「これに準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるもの」と、又は二十五年以上勤続して退職した者(次条の規定に該当する者を除く。）」とし、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とし、同条第二項の規定は、適用しないものとする。

イ 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

ロ 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

ハ 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

ニ 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十七・五

四 前号の規定により第四条の規定を適用する場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の俸給月額に準ずる割合は、同号の規定にかかわらず、その者の二十四年に達するまでの期間については、第一号イからハまでの期間の区分に應じそれぞれ同号イからハまでのに掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

五 第五条の規定の適用については、同条第一項中「又は二十五年以上」とあるのは、公務上の傷い疾病若しくは死亡により退職した者又は二十五年以上」と、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。」とあるのは「退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を左のとおり区分して、それぞれ左に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」とし、同項に次の

六 前各号の規定により第三条から第五条までの規定を適用して計算した額が、職員の退職の日における俸給月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

七 附則第十項の規定は、適用しないものとする。

13 昭和三十三年十二月三十一日に在職する郵政職員等〇並びに日本郵政公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手

当の額は、前項の規定により適用する第三号から第五号まで及び附則第十項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号の規定により適用する第三号第一項の規定に該当する退職(傷病による退職を要する者の都合による退職を除く)その他の者につき第四号(死亡により退職した者にあつては、同条及び附則第十項。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の額と前項第一号の規定により第三号第一項の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれが多い額

二 前項第五号の規定により適用する第五号第一項の規定に該当する退職 其の者につき第四号又は附則第六項の規定により計算した退職手当の額と前項第五号の規定により第五号第一項の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれが多い額

三 前項第六号の規定に該当する退職 其の者につき同号の規定により計算した退職手当の額と第三号、第四号又は第五号の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

14 日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員に対する第三号から第五号まで及び附則第十項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによる。

附則
この法律は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一号)附則第一条ただし書に定める同法第四章

第三節その他の長期給付に関する規定の施行の日から施行する。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいま議題となりまして防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会開法第一五五号)外二件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会開法第一五五号)について申し上げます。

この法律案は、政府が、行政機構改革の一環として、調達庁を防衛庁の所轄のもとに置かんとするものでありまして、政府が、本法律案を提出する理由として述べるところによりますと、調達庁は、駐留軍が必要とする施設区域及び業務を提供し、また、駐留軍から需要を解除された施設区域を保管、返還もしくは処分し、または駐留軍の行為により生じた損害に対する補償請求の処理等を主たる任務とするものであつて、これら施設区域及び業務の提供等の業務は、わが国の安全に寄与するために駐留する外国軍隊の任務の遂行を円滑ならしめるために行われてい

るものであるが、なかなか提供施設区域については、自衛隊の施設区域と密接な関係があり、これらの点から、最近、防衛庁と調達庁との関係はいよいよ緊密の度を増しておる。従つて、今回わが国の防衛に関する行政事務を一体的に処理しようとする趣旨から、調達庁を、従来その担当大臣であつた防衛庁長官の統括のもとに置くこと、防衛庁設置法の一部を改正せんとするものであるとのことであります。

内閣委員会は、前後三回にわたり委員会を開き、その間、津島防衛庁長官、藤山外務大臣、松永文部大臣、上村調達庁長官等の出席を求めまして、本法律案の審議に当りました。この審議において、「調達庁を防衛庁の外局として統合する理由いかん」との点につきまして、「昨年来、大幅な米駐留軍の撤退に伴い、提供施設区域の返還が行われ、また、米駐留軍業務者の離職者の数も著しく増している現状であり、これらの点から、防衛庁と調達庁との業務の面における関係がますます深くなつてきておるので、この際、調達庁を防衛庁に統合することが適当であり、また、調達庁の業務は今後漸次減少し、これに伴う機構の縮小が予想されるので、調達庁職員のうち、今後、過員となつた職員を、でき得る限り防衛庁に吸収したい方針である」と、津島防衛庁長官より説明がありました。

細は委員会會議録に譲りたいと存じます。

一昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、賛成者多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員共済組合法案と国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を一括して申し上げます。

国家公務員共済組合法案は、本月四日、衆議院において修正議決の上、本院に送附せられたものでありまして、政府が本法案の提案の理由として述べるところによりますと、現行の国家公務員共済組合法が昭和二十三年に制定され、以来約十年を経過し、この間、諸般の事情の変化もあり、制度全般にわたつて再検討を加えなければならぬ時期に立ち至つておるが、今回、五現業に勤務する恩給公務員に対して、共済組合の長期給付制度を適用する必要があると見たのを機会として、共済制度全般にわたつて整備改善をはかりうとするため、本法律案を提出するに至つた次第であるとのことであり

ます。

次に、本法律案のおもなる内容について申し上げますと、まず第一に、長期給付制度につきましては、退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金及び遺族一時金等の既存の給付につきまして、他の公的年金制度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講じ、退職年金の支給開始年令を現行の五十才から五十五才に引き上げること等、所要の

規定の整備を行うとともに、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも、廃疾年金または遺族年金を支給できることとし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る案地を準備することとするほか、さらに長期給付の規定の適用範囲に、新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしたしております。

第二に、短期給付制度につきましては、従来の法定給付のほかに、新たに付加給付の制度を設けるとともに、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の継続給付の受給資格、期間等について所要の改正を加えるほか、昨年の健康保険法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたしております。

第三に、その他のおもな改正事項といたしましては、長期給付の責任準備金の一部の大蔵省資金運用部への預託、国家公務員共済組合審議会の設置等につき、所要の措置を講ずることとしたしております。

また、長期給付制度の内容の改正と、その適用範囲の拡大に伴う所要の経過措置につきましては、別途、法律をもつて定めることとしたしております。

さきの衆議院における修正の趣旨は、本法案の附則において、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、短期給付について、法定給付のほかに、新たに付加給付を支給できることとせんとするものであります。

規定の整備を行うとともに、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも、廃疾年金または遺族年金を支給できることとし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る案地を準備することとするほか、さらに長期給付の規定の適用範囲に、新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしたしております。

規定の整備を行うとともに、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも、廃疾年金または遺族年金を支給できることとし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る案地を準備することとするほか、さらに長期給付の規定の適用範囲に、新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしたしております。

第二に、短期給付制度につきましては、従来の法定給付のほかに、新たに付加給付の制度を設けるとともに、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の継続給付の受給資格、期間等について所要の改正を加えるほか、昨年の健康保険法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたしております。

第三に、その他のおもな改正事項といたしましては、長期給付の責任準備金の一部の大蔵省資金運用部への預託、国家公務員共済組合審議会の設置等につき、所要の措置を講ずることとしたしております。

また、長期給付制度の内容の改正と、その適用範囲の拡大に伴う所要の経過措置につきましては、別途、法律をもつて定めることとしたしております。

さきの衆議院における修正の趣旨は、本法案の附則において、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、短期給付について、法定給付のほかに、新たに付加給付を支給できることとせんとするものであります。

規定の整備を行うとともに、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも、廃疾年金または遺族年金を支給できることとし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る案地を準備することとするほか、さらに長期給付の規定の適用範囲に、新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしたしております。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案は、本月四日、衆議院において修正議決の上、本院に送付せられたものであります。

この法律案の改正点は、さきに御説明いたしました国家公務員共済組合法案が施行された場合に、その長期給付に關する規定の適用を受ける者、すなわち五現業職員及び非現業雇用人に対し、普通退職の場合の退職手当その他一般の退職手当に關する規定の適用の特例を設けようとするものであります。現行の退職手当は退職事由の分類に従い、その退職事由の支給割合を異にしてありますが、その退職事由の分類について再検討し、その分類及びそれに應ずる退職手当の支給割合を改めることとし、この特例による退職手当の最高制限額を退職時の俸給月額額の六十カ月分とするともに、死亡退職の場合の俸給四カ月分の加算規定は適用しないこととせんとするものであります。

なお、衆議院における修正の趣旨は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の職員についても、本法の適用を受けることができることとするともに、その支給額は別に法律で定めることとせんとするものであります。

内閣委員会は、前後五回、委員会を開きまして、この間、一萬田大蔵大臣、郡自治庁長官、今松總理府總務長官その他関係政府委員の出席を求めまして、同法律案の審議に當りましたが、その審議におきまして、まず、「国家公務員等退職年金制度に対する今後の政府の方針いかん」との点につきまして、今松總務長官は、「国家公務員等退職年金制度については、国家公務員制度の全面的改正と相俟つて、いかなる形にすべきかを決定すべきものと考へるが、この公務員制度は目下検討中であつて、いまだ結論が出ていない現状においては、国家公務員等退職年金に關する法案は提出しない方針であつたが、公務法適用職員のうち、郵政職員については、別途、郵政事業職員等共済組合法案が議員提出の法律案として提出せられておるので、国家公務員のうち、現業職員の退職年金に關しては、今回これを切り離して、ここにこの法律案を提出することにした次第であつて、非現業の職員の退職年金については、これをいかにすべきかについて検討したが、結論を得ていないので、非現業の職員に対する退職年金制度については、今後検討の上、これを法制化して、次の通常国会に提出したい意向である旨の言明がありました。

次に、「国家公務員等退職年金制度について、共済方式と恩給方式のいずれにすべきか」との点について、一萬田大蔵大臣より、「この問題は今後検討を加えてみたい旨の言明があり、また、『この法律案は現在の共済組合法に比して、資金の運用、連合会理事長等の任命、罰則条項の強化等、諸般の点について大蔵大臣の権限強化のあとが見られ、組合の自主的運営の妙味が稀薄になつておるが、かくのごとく大蔵大臣の権限を強化した理由いかん』の点について、一萬田大蔵大臣は、『今回の改正により、組合の自主的運営を変更せんとする趣旨ではないが、この改正により組合資金も膨大となり、また、連合会への強制加入の点等もあるので、その限度において大蔵大臣の監督権が強くなつてゐるが、運営面においては、できる限り組合の自主的運営を、そのなわなによりにしたい意向である旨の答弁がありました。その他、本法律案に關連して、責任準備金の一部を資金運用部に預託する理由、公共企業体職員等共済組合法に比し、不利となつてゐる点の多い理由、罰則条項の強化、組合員の範囲の明確化の点、現行法に比し政令等への委任事項を増設した理由、地方公務員制度及び地方公務員の退職年金制に關する諸問題、国会議員秘書を共済組合に加入せしむることの要否、退職手当支給に關し、外地公務員であつた者が、引揚後、公務員となつた場合における外地期間の通算に關する点等の諸点につきまして、政府当局との間に質疑応答が重ねられました。その詳細につきましては、委員会會議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきまして、質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して水岡委員より、二法案に賛成の旨の発言があり、次いで同委員は、「国家公務員共済組合法案中の疑問、不満の点を指摘するとともに、この点につき、今後、政府の善処方を要する」旨の討論が述べられ、最後に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、次の付帯決議案が提出されました。右付帯決議案を朗読いたします。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

一、地方公務員で国家公務員共済組合法の長期給付の適用を受ける者の退職手当については、地方公共団体の退職手当支給条例の適用となるので、これと均衡を失しないよう政府は善処すべきである。

二、本邦外より引き揚げた公務員で、本邦に上陸後他に就職することなく、一カ年以内に現公務員となつた者の引き揚げ前の勤務期間は、特別の事情ある場合は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなすべきである。

かくて討論を終り、まず国家公務員共済組合法案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられ、次いで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられました。最後に、さきの水岡委員提出の付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、右の付帯決議につき、一萬田大蔵大臣より、「この決議は、誠意をもって尊重する」旨の発言がありました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次に、国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、御紹介いたします。

来日中のフランス上院議長モネル・ヴィル氏の御一行は、多忙な日程をさかれて本院に來訪され、ただいま貴賓席に見えられました。ここに諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) 日程第六、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方交付税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第五項中「及び第二十四條」を削る。
第六條中「百分の二十六を」を「百分の二十七・五に」改める。
第六條の二第二項中「百分の九十二を」を「百分の九十四に」改め、同條第三項中「百分の八を」を「百分の六に」改める。
第十條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。
第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更し、更なることとはしないものとする。
第十二條第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 三九〇、四〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 五九三
	1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 三六・一〇
	2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 二五八・八五
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき 二、二一〇
市	4 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 二四七・七
	5 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 一、六一二・〇〇
	その他の土木費	人口	一人につき 三、一〇〇・〇〇
	5 人口	面積	一平方キロメートルにつき 二六九・九
	5 人口	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 四七五、一八七・〇〇
町	三 教育費	教職員数	一人につき 一五〇、三四一・〇〇
	1 小学校費	学校数	一校につき 四四、六二五・〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき 一五七、八一七・〇〇
	3 高等学校費	生徒数	一人につき 四四、六二五・〇〇
	4 その他の教育費	人口	一人につき 一四、〇四七・〇〇
村	4 人口	人口	一人につき 五〇、三〇〇・〇〇
	四 厚生労働費	養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 一六二・七二
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき 一六二・七二

市	一 消防費	人口	一人につき 二二六・六五
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 六三九
	1 道路費	道路の延長	一メートルにつき 六九三
	2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 二二三・四五
	3 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 四〇七・一六
町	4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 一七二・〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき 六五・九〇
	3 衛生費	人口	一人につき 一三九・七五
	4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 一五一・一四
	5 産業経済費	失業者数	一人につき 二二、二五五・〇〇
村	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 一、〇四一・〇〇
	2 林野行政費	農家数	一戸につき 一、八二七・〇〇
	3 水産行政費	林野の面積	一町歩につき 一、一二七・二〇
	4 商工行政費	水産業者数	一人につき 五、八七七・〇〇
	6 その他の行政費	商工業の従業者数	一人につき 三二二・四一
市	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 八一・〇〇
	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき 三八、五九四・〇〇
	3 その他の諸費	人口	一人につき 一三五・〇〇
	7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五
	8 特別地方債償還費	特別地方債償還金	一円につき 一〇〇
町	1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき 一〇〇
	2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	一円につき 二五

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案

市町村		市町村	
5	その他の土 木費	土地地区画整理事業の 施行地区の面積	一坪につき 四五八
3	教育費	児童数	一人につき 一、〇〇七・〇〇
1	小学校費	学級数	一学級につき 三三三・五六一・〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき 一四三・一〇九・〇〇
3	高等学校費	学級数	一学級につき 一、〇八七・〇〇
4	その他の教 育費	生徒数	一人につき 三六・二二四・〇〇
4	厚生労働費	学校数	一校につき 一七七・七〇九・〇〇
1	生活保護費	生徒数	一人につき 一四、〇四七・〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき 一〇九八・八
3	衛生費	人口	一人につき 一三七一・六
4	労働費	人口	一人につき 三七三・八
5	産業経済費	失業者数	一人につき 一四七・九一
1	農業行政費	農家数	一人につき 二二・二五五・〇〇
2	商工行政費	農工業の従業者数	一人につき 一、一九二・二〇
3	その他の産 業経済費	林業、水産業及び鉱 業の従業者数	一人につき 一九四・二五
6	その他の行政 費		一人につき 四三三・一〇
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき 八三〇・〇
2	戸籍住民登 録費	本籍人口	一人につき 二二〇・六
3	その他の諸 費	世帯数	一世帯につき 九三・五三
7	災害復旧費	人口	一人につき 四〇八・六〇
8	特別地方債償 還費	災害復旧事業費の財 源に充てた地方債の 元利償還金	一円につき 九五
1	特別措置債 償還費	特別の措置として発 行を許可された地方 債に係る元利償還金	一円につき 一〇〇

2	特定債償還	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため発行を許可さ れた地方債に係る元 利償還金	一円につき	二五
八	橋の延長	道路台帳に記載されて いる橋の延長	メートル	を
八	木橋の延長	道路台帳に記載されて いる木橋で当該地方 団体又は当該地方 団体の長の管理する ものの延長	メートル	に
十四	面積	建設省地理調査所にお いて公表した最近の 当該地方団体の面積	平方キロ メートル	を
十四	面積	建設省地理調査所にお いて公表した最近の 当該地方団体の面積	平方キロ メートル	に
十五	海岸保全施設 の延長	海岸法(昭和三十一年 法律第一号)第二十四 条の規定に基づく海岸 保全区域台帳に記載 されている海岸保全 施設で当該地方団体 の長の管理するもの の延長	平方キロ メートル	に
十五	小学校の児童 数	道府県にあっては最近 の学校に係る指定統 計調査(以下「学校基 本調査」という。)の 結果による当該道府 県の区域内の市町村 立の小学校に、市町 村にあっては最近の 学校基本調査の結果 による当該市町村立 の小学校に在学する 学齢児童の数	人	を
十六	小学校の学級 数	道府県にあっては最近 の学校基本調査の結 果による当該道府県 の区域内の市町村立 の小学校の、市町村 にあっては最近の学 校基本調査の結果に よる当該市町村立の 小学校の学級数	学級	を
十七	小学校の学校 数	道府県にあっては最近 の学校基本調査の結 果による当該道府県 の区域内の市町村立 の小学校の、市町村 にあっては最近の学 校基本調査の結果に よる当該市町村立の 小学校の数	校	を

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 地方交付税法の一部を改正する法律案

十六	小学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第 号)の規定により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校の教職員に係る当該道府県の定数	人
十七	小学校の学校数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十八	小学校の児童数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校在学する学齢児童の数	人
十八	小学校の学級数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校在学する学級数	学級
十八	中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十九	中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十	中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十	中学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校の教職員に係る当該道府県の定数	人
二十一	中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十二	中学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
二十三	中学校の学級数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級

二十一	高等学校の生徒数	を	二十四	高等学校の生徒数	に
二十二	盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	を	二十五	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	に
二十三	工場事業場労働者数	を	二十六	工場事業場労働者数	に
二十四	失業者数	を	二十七	失業者数	に
二十五	耕地の面積	を	二十八	耕地の面積	に
二十六	農家数	を	二十九	農家数	に
二十七	民有林野の面積	農林大臣が行つた最近の調査の結果による当該道府県の民有林野の面積	町歩		を
三十	林野の面積	農林大臣が行つた最近の調査の結果による当該道府県の林野(国有林野を除く。)の面積	町歩		に
二十八	水産業者数	を	三十一	水産業者数	に
二十九	商工業の従業者数	を	三十二	商工業の従業者数	に
三十	林業、水産業及び鉱業の従業者数	を	三十三	林業、水産業及び鉱業の従業者数	に
三十一	道府県税の税額	を	三十四	道府県税の税額	に
三十二	市町村税の税額	を	三十五	市町村税の税額	に
三十三	本籍人口	を	三十六	本籍人口	に
三十四	世帯数	を	三十七	世帯数	に
三十五	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	円			を

三十八 恩給受給権者数

恩給法(大正十二年法律第四十八号)を準用する法律の規定により当該年度の前年度において当該道府県から恩給を受ける権利を有する者及び当該道府県の退職年金及び退職一時金に關する条例により当該年度の前年度において当該道府県から退職年金又は退職一時金を受ける権利を有する者の数

三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行方災害復旧事業に係る負担金に充てたため起した地方債及び国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食若しくは防除のための事業に係る経費又は国の行方地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食若しくは防除のための事業に係る負担金に充てたため起した地方債(以下「地盤沈下等対策事業債」という。)の当該年度における元利償還金

人 円

に

改める。

四十 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金
四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金

昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において、特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」という。)で、自治庁長官が指定するものに係る当該年度における元利償還金
昭和二十一年度から昭和三十年までの間に、国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受け、施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てたため発行を許可された地方債(特別措置債及び地盤沈下等対策事業債を除く)並びに昭和三十年までの間に地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律(昭和二十八年法律第十一号)第一項の規定によつて発行を許可された地方債に係る当該年度における元利償還金

円 円

第十三条第三項第三号を次のように改める。

三 地方団体の態容

第十三条第四項第三号を次のように改める。

三 前項第三号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が、地方団体の態容に應じてそれぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基いて割高となり又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に應じ、総理府令で定める率を当該区域内の市町村の種類ご

との測定単位の数値(当該市町村の種類ごとの測定単位の数値による)とがでないか又は適当でないを認められる経費で総理府令で定めるものについて、人口その他総理府令で定める数値)に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乘じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基いてその割高となり又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に應じ、総理府令で定める率を乘じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 行政水準の標準化を必要とする行政に係る投資的経費で

総理府令で定めるものに係るものにあつては、当該標準化に必要な行政の質及び量の差に基いて割高となる割合について、経済構造等総理府令で定める指標により測定した総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いて算定した数値で除して算定する。

第十三条第四項第四号中「積雪の差の事由」とを「積雪の差」とに改め、「測定単位の数値」の下に「(当該地域における測定単位の数値による)とがでないか又は適当でないを認められる経費で総理府令で定めるものについては人口」を加え、同条第五項ただし書中「道府県について第三項第三号の補正のうち道府県の態容に應ずる補正」を「第三項第三号の補正のうち第四項第三号ハに規定する補正」に改め、同条第九項

中「前八項」を「前九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 特定償還費に係る測定単位の数値については、総理府令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に應じ、補正するものとする。

第十四条第三項の表市町村の項中

三 自動車 荷車税	当該市町村の区域内に定置所を有する自動車及び荷車の種類別の台数
三 軽自動車 車税	当該市町村の区域内に定置所を有する軽自動車の種類別の台数

改める。
第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交

第十六条第一項の表中「四月、六月及び九月に交付した普通交付税の額」を「既に交付した普通交付税の額」に改める。
第十七条の二の次に次の一条を加える。

(交付税の額の算定に用いた資料の検査)

第十七条の三 自治庁長官は、地方団体について、交付税の額の算定に用いた資料の検査を行わなければならない。ただし、市町村につ

いは、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

附則第五項中「前年度分の基準税額」を「前年度分又は前前年度分の基準税額」に、「当該前年度の特別交付税」を「当該前年度又は当該前年度の特別交付税」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十三年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

「小林武治君登壇、拍手」

○小林武治君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。本法案は、地方財政の現況にかんがみ、大體次のような内容の改正を行わんとするものであります。

すなわちまず第一として、地方交付税の率を所得税、法人税、酒税のいわゆる国税三税の百分の二十六から、一・五%引き上げて百分の二十七・五とし、第二、普通交付税と特別交付税との割合を改めて、普通交付税は交付税総額の現行百分の九十二を百分の九十四とし、特別交付税は現行百分の八を百分の六に改め、第三として、基準財政需要額の算定方法について、経費の種類、測定単位及び単位費用に改訂を加え、補正方法の合理化をはかると

ともに、第四、自転車荷車税の廃止等の措置に伴い、基準財政収入額に関する規定を整備する等が改正の主要点であります。

地方行政委員会におきましては、二月二十八日、郡国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。その詳細については会議録によつて御承知を願います。

四月十六日、質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第八、駐留軍関係離職者等臨時措置法案(衆議院提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

児童福祉法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「又は社会学を専修する科目」を「若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程」に改める。

第十六条の二第二項第二号中「科目」を「学科又はこれに相当する課程」に改める。

第十九条第一項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下この条において同じ。)」を加える。

第二十条第一項中「保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市」を「保健所を設置する市」に改め、同条第二項中「前項の妊娠の届出があつたときは、(市町村長(保健所を設置する市)の市長を除く。は、前項の妊娠の届出を受理したときは)」に改め、「保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、」を削る。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「又は保健所を設置する市の市長」を加える。

第二十一条の十中「第二十一条の八第一項」を「第二十一条の十三第一項」に改め、同条を第二十一条の十五とし、第二十一条の九を第二十一条の十四とし、第二十一条の八を第二十一条の十三とし、第二十一条の四から第二十一条の七までを削り、第二十一条の三第四項中「医療機関(以下「指定医療機関」という。))」を「病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。))」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第二十一条の十二とする。

第二十一条の六から第二十一条の十までの規定は、育成医療の給付及び育成医療に要する費用の支給について準用する。この場合において、第二十一条の八第四項及び第二十一条の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは、「(都道府県)」と読み替へるものとする。

第二十一条の二を第二十一条の十一とし、第二十一条の次に次の九条を加える。

第二十一条の二 体重が二千五百グラム以下の乳児が出生したときは、その保護者は、すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

第二十一条の三 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する未熟児(身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至る

までのものをいう。以下同じ。)について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

第二十一条の四 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。))の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行ふことができる。

養育医療の給付は、次のとおりとする。

一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。))に委託して行ふものとする。

第二十一条の五 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局に

ついでその開設者の同意を得て、前条の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

指定養育医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

指定養育医療機関が次条の規定に違反したとき、その他指定養育医療機関に養育医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣が指定した医療機関については厚生大臣、都道府県知事が指定した医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の六 指定養育医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、養育医療を担当しなければならない。

第二十一条の七 指定養育医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

第二十一条の八 都道府県知事は、指定養育医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定養育医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定養育医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

都道府県又は保健所を設置する市は、指定養育医療機関に対する診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十一条の九 厚生大臣又は都道府県知事は、指定養育医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定養育医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定養育医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

する都道府県又は保健所を設置する市の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

第二十一条の十 第二十一条の四第一項の規定により支給する費用の額は、第二十一条の七の規定により指定養育医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第五十条中「左の各号」を「次の各号」に改め、同条第五号の二中「第二十一条の三及び第二十一条の八」を「第二十一条の十二及び第二十一条の十三」に改め、同条を同条第五号の三とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十一条の四の措置に要する費用

第五十一条に次の一項を加える。

保健所を設置する市は、前項各号に掲げる費用のほか、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十九条第四項の措置に要する費用

二 母子手帳に要する費用

三 第二十一条の四の措置に要する費用

第五十二条中「並びに前条第二号」を「並びに前条第一項第二号及び第二項第二号」に、「及び前条第二号」を「及び前条第一項第二号」に改める。

第五十三条中「第三号を除く」を「第一項第三号を除く」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第二号」を「第五十一条第一項第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二に規定する費用」を「第五十条第五号の三に規定する費用」に改める。

第五十一条第一項第一号に規定する費用（保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び第二項第三号に規定する費用）に改め、同条第三項及び第四項中「指定医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第四項中「当該指定医療機関」を「当該指定育成医療機関」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第六号中「育成医療」を「養育医療及び育成医療」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五第三項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の八第三項（同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。）に、「指定医療機関」を「医療機関」に、「児童福祉法第二十一条の五第四項」を「児童福祉法第二十一条の八第四項（同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)
4 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「児童福祉法第二十一条の二第二項」を「児童福祉法第二十一条の二第二項の十一第一項」に改める。

第十九条の二第二項中「児童福祉法第二十一条の三」を「児童福祉法第二十一条の十二」に改める。

(地方財政法の一部改正)
5 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「身体障害児の保護」を「未熟児及び身体障害児の保護」に改める。

(地方税法の一部改正)
6 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「更生医療の給付」の下に「養育医療の給付」を加える。

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 児童福祉法の二部を改正する法律案外一件

(租税特別措置法の一部改正)

7 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六号第一項第二号中「更生医療の給付」の下に「養育医療の給付」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年四月九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 鶴平殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会(第三条―第九条)
- 第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置(第十条―第十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もつてその生活の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「駐留軍

関係離職者」とは、次の各号に掲げる者であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下単に「アメリカ合衆国の軍隊」といふ)の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国際連合軍協定」といふ)に基き本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊(以下単に「国際連合の軍隊」といふ)の撤退に伴い、離職を余儀なくされたものをいう。

一 アメリカ合衆国の軍隊に勤務を提供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(以下「行政協定」といふ)第十二条第四項の規定及び調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)第四条第十三号の規定により調達庁長官が締結した契約に基き国が雇用する者

二 行政協定第十五条第一項前段に規定する諸機関が雇用する者

三 もつぱら、アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるため、個人又は法人が雇用する者

四 国際連合の軍隊に勤務を提供するため、国際連合軍協定第十四条第六項の規定及び調達庁設置法第四条第十三号の規定により調達庁長官が締結した契約に基き国が雇用していた者

五 国際連合軍協定第九条第一項前段に規定する諸機関が雇用していた者

六 もつぱら、国際連合の軍隊がその維持のためにする調達に應ずるため、個人又は法人が雇用していた者

七 前各号に掲げる者に準ずる者であつて政令で定めるもの

第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会

第三条 総理府に、中央駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「中央協議会」といふ)を置く。

(中央協議会の所掌事務)
第四条 中央協議会は、第一条の目的を達成するため、駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るものとする。

(中央協議会の組織)
第五条 中央協議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

2 会長は、総理府総務長官をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員の中から、内閣総理大臣が任命する。

4 専門の事項を調査させるため必要があるときは、中央協議会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

6 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(意見の聴取)
第六条 中央協議会は、必要がある

ときは、駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる者に該当する労働者である者の意見を代表する者から、その意見をきくことができる。

(中央協議会の庶務)
第七条 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(政令への委任)
第八条 第三条から前条までに定めるもののほか、中央協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会)
第九条 都道府県は、その区域内において多数の駐留軍関係離職者が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、当該都道府県における駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例で、都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「都道府県協議会」といふ)を置くことができる。

2 都道府県協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

3 国は、都道府県が都道府県協議会を置いたときは、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該都道府県協議会に要する経費の一部を補助することができる。

第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置
(職業訓練等についての特別措置)
第十条 駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで若しくは第七号に掲げる者に該当する労働者である者に対する公共職業訓練については、必要に応じ、一般職業訓練所又は総合職業訓練所の設置、新たな教科の追加、夜間における職業訓練等特別の措置が講ぜられるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、一般職業訓練所に係る前項の特別の措置に要する経費の全部又は一部を負担することができる。

3 調達庁長官は、調達庁設置法第九条第三号に掲げる事務として、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合にすみやかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。

(駐留軍関係離職者のための住宅)
第十一条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に規定する国有財産をいう。以下同じ)であつて駐留軍関係離職者の住宅の用に供することを適当と認めるもの及びその他の国有財産で第二条第一号に掲げる者の住宅の用に供されていたものを、必要がある場合においては、駐留軍関係離職者の就職を容易にするためその臨時の住宅の用に供するよう配慮するものとする。

(返還された国有財産の譲渡及び貸付)
第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有財産(国有財産及び物品管理法(昭和三十

三年法律第百三十三号)に規定する国有財産をいう。以下同じ)であつて駐留軍関係離職者の住宅の用に供することを適当と認めるもの及びその他の国有財産で第二条第一号に掲げる者の住宅の用に供されていたものを、必要がある場合においては、駐留軍関係離職者の就職を容易にするためその臨時の住宅の用に供するよう配慮するものとする。

(意見の聴取)
第十三条 中央協議会は、必要がある

十一年法律第百十三号)に規定する物品のうち国が所有するものをいう。以下同じ。を、駐留軍関係離職者が有する株式若しくは出資の金額の合計額がその資本の額若しくは出資の総額の二分の一をこえる法人又はその経営する事業に従事する従業員の過半数が駐留軍関係離職者である法人に対し、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。

(資金の融通のあつせん)

第十三条 関係行政機関は、駐留軍関係離職者の経営する事業、前条に規定する法人の経営する事業その他多数の駐留軍関係離職者が関係している事業について、駐留軍関係離職者の自立に資するため、その必要とする事業資金の融通のあつせんに努めなければならない。

(特別給付金の支給)

第十四条 政府は、昭和三十三年六月二十二日において現に第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、同日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその

者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 職業訓練法の施行までの経過規定(職業訓練法の施行までの経過規定)

第 号(附則第二条第一項の規定を除く。)の施行の日までは、第十号中「公共職業訓練」とあり、又は「職業訓練」とあるのは「職業補

導」と、「一般職業訓練所又は総合職業訓練所」とあり、又は「一般職業訓練所」とあるのは「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは「補導科目」と読み替へるものとする。(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失ふ。

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中雇用審議会の項を

雇用審議会設置法(昭和三十三年法律第六十一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第号)の規定により、駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(調達庁設置法の一部改正)
調達庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第号)の規定に基づき、特別給付金を支給すること。

九条に次の一号を加える。

四 第四条第十七号の二に規定する特別給付金に関するこ

導」と、「一般職業訓練所又は総合職業訓練所」とあり、又は「一般職業訓練所」とあるのは「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは「補導科目」と読み替へるものとする。(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失ふ。

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

雇用審議会
中央駐留軍関係離職者等対策協議会

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第号)の規定により、駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(阿具根登君登壇、拍手)
〔議長退席、副議長着席〕

○阿具根登君 たいだいま議題となりました兒童福祉法の一部を改正する法律案並びに駐留軍関係離職者等臨時措置法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

まず、兒童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもなる内容は、第一に、未熟児、すなわち、二千五百グラム以下の体重で生まれた乳児に対する養育医

療の制度を設けること、第三に、母子衛生に関する都道府県知事の権限を、保健所を設置する市においては市長に移譲すること、第三に、未熟児養育医療の給付に要する費用は、都道府県または保健所を設置する市が支弁し、国はその十分の八を負担すること等であります。

委員会におきましては、参考人として兒童福祉事業関係者数人の意見を聴取し、また、保健所職員の見解、保育所措置費の改善、保育の待遇改善、児童福祉行政機構の整備拡充等について熱心な質疑がありました。詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に移りましたところ、藤田委員は、本案に賛成し、次の付帯決議案を提出されました。

児童が次の時代をになうべき国民であるのにかんがみ、政府は、児童福祉に関する施策を強化し、特に次の事項に努めるべきである。

一、児童の健全育成のための対策を早急に実施すること。

二、保育所に関しては、その配置の整備、運営の合理化をはかることと、保育料の適正化、保育の待遇改善に努めること。

三、未熟児対策のみならず、強力な総合的母子保健対策を実施すること。

四、児童福祉行政機構を整備拡張するとともに、一般国民の理解と協力を得るよう努めること。

右決議す。

の、また、付帯決議案も、全会一致をもって委員会の決議とすることと決定いたしました。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法案について申し上げます。

本案の趣旨は、わが国に駐留しているアメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の撤退等に伴い、関係労働者が特定の地域において多数一時に離職を余儀なくせられ、その転職が非常に困難であり、また、その生活の安定をはかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

その内容のおもなる点は、第一に、駐留軍関係離職者等の対策の連絡調整をはかるため、総理府に、中央駐留軍関係離職者等対策協議会を設けること及び都道府県が都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会を設けたときは、政令の定めるところにより、国が経費の一部を補助し得ること、第二に、これらの離職者のため、特別の職業訓練の措置を講じ、返還された国有財産等の適当なるものを、その住宅に供し得ること、第三に、これらの離職者が、株式総額または出資総額の過半数を占める法人等に対し、返還された国有財産を、通常の条件よりも有利に譲渡し、または貸し付け得ること、及びこれらの離職者の自立のため、その経営する事業等の必要資金の融通を、関係行政機関があつせんに努めること、第四に、昭和三十三年六月二十二日において、駐留軍関係労働者として政府に雇用せられていた者が、駐留軍の撤退等によって離職を余儀なくされ、または業務上死亡したときは、政令の定めるところにより、離職者または遺族に特別給付金を支給し得ること、第五に、本

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 理化学研究所法案外一件

法は、公布の日から施行し、満五年をもって失効すること等であります。

委員におきましては、返還国有財産の利用、難業者に対する融資のあつせん、特別給付金の支給の範囲等について質疑がありましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、本案も、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 給員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第九、理化学研究所法案

日程第十、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長近藤信一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

理化学研究所法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

理化学研究所法案
理化学研究所法

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 役員及び職員(第十一

条―第二十二條)

第三章 開元委員会(第二十三

条―第二十八條)

第四章 業務(第二十九條―第三

十一條)

第五章 財務及び会計(第三十二

条―第四十一條)

第六章 監督(第四十二條―第四

十三條)

第七章 雑則(第四十四條―第四

十六條)

第八章 罰則(第四十七條―第五

十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 理化学研究所は、科学技術

(人文科学のみに係るものを除く。

以下同じ。)に関する試験研究を總

合的に行ひ、新技術の開発を効率的

に実施し、並びにこれらの試験

研究及び新技術の開発の成果を普

及することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新技術」

とは、国民経済上重要な科学技術

に関する試験研究の成果であつ

て、企業化されていないものをい

ふ。

2 この法律において「開発」とは、科

学技術に関する試験研究の成果を

企業の規模において実施し、企業

としるるにすることをいう。

(法人格)

第三条 理化学研究所(以下「研究

所」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 研究所は、主たる事務所を

東京都に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事

務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、その設

立に際し、政府及び政府以外の者

が出資する額の合計額とする。

2 研究所は、必要があるときは、

内閣総理大臣の認可を受けて、そ

の資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内におい

て、研究所に出資することができる。

4 政府の出資額は、常時、研究所

の資本金の額の二分の一以上に当

る額でなければならない。

5 政府は、研究所に出資するとき

は、土地又は建物その他の土地の

定着物(以下「土地等」という。)を

もつて出資の目的とすることがで

きる。

6 前項の規定により出資の目的と

する土地等の価額は、出資の日現

在における時価を基準として評価

委員が評価した価額とする。

7 前項に規定する評価委員その他

評価に関し必要な事項は、政令で

定める。

(出資証券)

第六条 研究所は、出資に対し出資

証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出

資証券に関し必要な事項は、政令

で定める。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもつて次の

事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する

事項

五 役員及び会議に関する事項

六 開元委員会の委員及び運営に

関する事項

七 業務及びその執行に関する事

項

八 会計に関する事項

九 公告に関する事項

十 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、内閣総理大臣の

認可を受けなければ、その効力を

生じない。

(登記)

第八条 研究所は、政令で定めると

ころにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければ

ならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 研究所でない者は、理化学

研究所という名称を用いてはなら

ない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不法

行為能力)及び第五十条(法人の住

所)の規定は、研究所について準

用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一条 研究所に、役員として、

理事長一人、副理事長一人、理事五

人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二条 理事長は、研究所を代表

し、その業務を総理する。

2 副理事長は、研究所を代表し、

定款で定めるところにより、理事

長を補佐して研究所の業務を掌理

し、理事長に事故があるときはそ

の職務を代理し、理事長が欠員の

ときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところに

より、理事長及び副理事長を補佐

して研究所の業務を掌理し、理事

長及び副理事長に事故があるとき

はその職務を代理し、理事長及び

副理事長が欠員のときはその職務

を行う。

4 監事は、研究所の業務を監査す

る。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、内閣

総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長の

意見をきいて、内閣総理大臣が任

命する。

(役員の任期)

第十四条 理事長、副理事長及び理

事の任期は、四年とし、監事の任

期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ
る。

(役員欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する
者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員(審議
会、協議会等の委員その他これ
に準ずる地位にある者であつて
非常勤のものを除く)、地方公
共団体の議会の議員又は地方公
共団体の長若しくは常勤の職員

政界の役員

三 物品の製造若しくは販売若し
くは工事の請負を業とする者で
研究所と取引上密接な利害關係
を有するもの又はこれらの者が
法人であるときはその役員(い
かなる名称によるかを問はず、
これと同等以上の職權又は支配
力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の
役員(いかなる名称によるかを
問はず、これと同等以上の職權
又は支配力を有する者を含む。)

第十六条 内閣総理大臣は、役員が
前条各号の一に該当するに至つた
ときは、その役員を解任しなけれ
ばならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各
号の一に該当するとき、その他役
員たるに適しないと認めるとき
は、その役員を解任することがで
きる。

一 心身の故障のため職務の執行
に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると
き。

3 内閣総理大臣は、前項の規定に
より副理事長又は理事を解任しよ
うとするときは、あらかじめ理事
長の意見をきかなければならな
い。

(役員兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とす
る団体の役員となり、又は自ら營
利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十八条 研究所と理事長又は副理
事長との利益が相反する事項につ
いては、これらの者は、代表権を
有しない。この場合には、監事が
研究所を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長及び副理事長は、
研究所の職員のうちから、研究所
の業務の一部に關し一切の裁判上
又は裁判外の行為をする權限を有
する代理人を選任することができ
る。

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、理事長
が任命する。

(秘密保持義務)

第二十一条 役員若しくは職員又は
これらの職にあつた者は、その職
務に關して知得した秘密を漏ら
し、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 役員及び職員は、刑法
(明治四十年法律第四十五号)その
他の罰則の適用については、法令
により公務に従事する職員とみな
す。

第三章 開発委員会

(設置)

第二十三条 研究所に、開発委員会
(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第二十四条 次に掲げる事項は、委
員会の議を経なければならない。
一 開発をすべき新技術の選定に
關する事項

二 新技術の開発を委託する企業
の選定に關する事項

三 新技術の開発に關する実施計
画(以下「開発実施計画」とい
う。)に關する事項

四 開発実施計画の実施の結果の
成否の認定に關する事項

五 新技術の開発の成果を実施さ
せる企業の選定及び実施条件に
關する事項

(組織)

第二十五条 委員会は、委員十人以
内及び理事長をもつて組織する。
2 委員会に委員長一人を置き、委
員の互選により選任する。
3 委員長は、会務を総理する。
4 委員会は、あらかじめ委員の
うちから、委員長に事故がある場合
にその職務を代理する者を定めて
おかなければならない。

(委員の任命)

第二十六条 委員は、科学技術に關
し學識経験のある者のうちから、
内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期)

第二十七条 委員の任期は、二年と
する。

2 委員は、再任されることができ
る。

(準用規定)

第二十八条 第十六条第二項、第二
十一条及び第二十二條の規定は、
委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範圍)

第二十九条 研究所は、第一条の目
的を達成するため、次の業務を行
う。
一 科学技術に關する試験研究を
行うこと。

二 企業化が著しく困難な新技術
について企業に委託して開発を
行うこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成
果を普及すること。

四 新技術の開発について企業に
あつせんすること。

五 前各号の業務に附帯する業務
六 前各号に掲げるもののほか、
第一条の目的を達成するために
必要な業務

2 研究所は、前項第六号に掲げる
業務を行おうとするときは、内閣
総理大臣の認可を受けなければな
らない。

(業務の方法)

第三十条 研究所は、業務開始の
際、業務の方法を定め、内閣総理
大臣の認可を受けなければならな
い。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき
事項は、総理府令で定める。

(開発実施計画等の認可)

第三十一条 研究所は、新技術の開
発を企業に委託しようとするとき
は、開発実施計画及び委託条件に
ついて内閣総理大臣の認可を受け
なければならぬ。これを變更し
ようとするときも、同様とする。

2 研究所は、新技術の開発の成果
を企業に実施せようとするとき
は、実施させる者及び実施条件に

ついて内閣総理大臣の認可を受け
なければならぬ。これを變更し
ようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び會計

(事業年度)

第三十二条 研究所の事業年度は、
毎年四月一日に始まり、翌年三月
三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予
算)

第三十三条 研究所は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の事業計
画、資金計画及び収支予算を作成
し、内閣総理大臣の認可を受けな
ければならない。これを變更しよ
うとするときも、同様とする。

(決算)

第三十四条 研究所は、毎事業年度
の決算を翌年度の五月三十一日ま
でに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十五条 研究所は、毎事業年
度、財産目録、貸借対照表及び損益
計算書(以下「財務諸表」という。)
を作成し、決算完結後二月以内に
内閣総理大臣に提出し、その承認
を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財
務諸表を内閣総理大臣に提出する
ときは、これに収支予算の区分に
従い作成した当該事業年度の決算
報告書を添附し、並びに財務諸表
及び決算報告書に關する監事の意
見をつければならない。

(書類の送付)

第三十六条 研究所は、第三十三條
又は前条第一項の認可又は承認を
受けたときは、当該認可又は承認
に係る事業計画、資金計画及び収

支予算に関する書類又は財務諸表を、研究所に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

2 研究所は、前項の規定による積立を行つた後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

3 研究所は、前項の規定による分配をすることができるときは、前項の認可を受けることができる。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に對し千分の五十の割合をこえ資本金の額に對し千分の七十五の割合に達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に對しそれぞれその

出資額に應じて分配する。この場合において、残余の額の政府の出資に對する分配については、当該出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5 研究所は、分配可能額が資本金の額に對し千分の七十五の割合をこえる場合には、分配可能額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて分配する。

6 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第三十八条 研究所は、借入金をしよとするとともに、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)
第三十九条 研究所は、業務上の余剰金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)
第四十条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(総理府令への委任)
第四十一条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督
(監督)
第四十二条 研究所は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができぬ。

(報告及び検査)
第四十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、研究所に對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に研究所の事務その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則
(解散)
第四十四条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)
第四十五条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第七條第二項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十三條、第三十七條第二項、第三十八條及び第四十條の認可
二 第三十五條第一項の承認
三 第四十三條第一項の報告及び立入検査

(関係大臣との協議)
第四十六条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)は、この法律の規定により認可(附則第二條第六項の認可を除く)若しくは承認をしようとするときは、又はこの法律の規定に基き総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)は、第三十一條の認可をしようとするときは、あらかじめ当該開業に係る事業を所管する主務大臣に協議しなければならない。

第八章 罰則
(罰則)
第四十七條 第二十一條(第二十八條において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

第四十八條 第四十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に處する。

第四十九條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に處する。

一 この法律により内閣総理大臣(第四十五條の規定により委任された場合には、科学技術庁長

官)の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十九條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十九條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第四十二條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
第五十條 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に處する。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十六條第一項中附則第二條第四項及び附則第四條第六項に係る部分並びに附則第二條第一項から第八項まで、附則第三條第四項の規定は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)
第二條 内閣総理大臣は、第十三條の例により、研究所の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に對して、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

四五八

きまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、理化学研究所法案について申し上げます。

本法案は、現在の株式会社科学研究所を特殊法人の理化学研究所に切りかえて、科学技術に関する試験研究を総合的に行わせ、新技術の開発の成果を普及させることをねらいとしたものであります。この趣旨に沿ひまして、本法案は概略次のことを規定しているのであります。

その第一は、この研究所に対し、政府は、予算の範囲内で常時二分の一以上の出資をしなければならぬこととしてあります。なお、政府の三十三年度出資金は三億三千万円であります。第二は、研究所の性格から見まして、その定款や業務方法については、認可制をとるとともに、役員はすべて内閣総理大臣の任命によるものとしてあります。第三は、研究所の行方新技術の開発業務については、その運営の円滑化をはかるために、研究所内に開発委員会を設けるとともに、開発実施計画については認可制をとっております。その他、登録税、不動産取得税を免除するとか、科学研究所から理化学研究所への切りかえのための経過措置等を規定しているのであります。

なお、衆議院におきまして、政府の原案にあります「役員欠格条項」中、「政党的役員」を削除して、政党的役員でも理化学研究所の役員となれるように修正して参つておるのであります。委員会におきましては、衆議院の修正点につきまして、修正案提出者及び政府に対し、活発な質疑があり、ま

た、修正部分を除く政府原案全般について、詳細なる論議が行われたのであります。そのおもなる点を申し上げますと、次の通りであります。

まず、「衆議院の修正点については政府はいかに考えるか」という質問に対しましては、「研究所の役員は政治的に中立であることがよいと思つて、原案には政党的役員を欠格条項の該当者としたのであるが、政党的役員でも、公平で識見のりつばな人であれば、当然、役員として適格者であると思ふので、衆議院修正には異議はない」との答弁があつたのであります。

なお、これに関連して、現在審査中の日本貿易振興会法案等の特殊法人の役員欠格条項には、なお政党的役員があるが、これはいかに不均衡ではないか、また、同じ特殊法人でありながら罰則が異なるのはいかなるわけか等についても、政府当局にただしたのであります。さらに、これとともに、理化学研究所の人事について政府の構想を尋ねましたところ、「具体的な人事については何とも言えないが、研究所の内部、外部の意見を十分しんしゃくして、研究所内の空気を一新するよう努力する」との答弁がありました。

以上のほか、基礎科学研究所強化に対する政府の考え方、研究所の業務と中小企業の関係、新技術開発の方針、研究所に対する政府の今後の助成策等について、政府当局との間に熱心な質疑応答のあつたことを申し添えておきますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表

して阿部竹松委員より、「科学技術振興の重要性にかんがみ、本法案に賛成するが、理化学研究所の運用の適正化と、研究所の従業員に明るい希望を持たせるような明かな人事を行ふよう、特に留意されたい」との発言があり、次に、緑風会の豊田委員より、「第一に、特殊法人に対する政府の監督法制が、たとえば役員欠格条項において不均衡があるから、政府は、特殊法人の法律を立案するに際して、首尾一貫したものにする」と、第二に、本法運用に当つては、大企業に偏重することなく、中小企業にも均等にすること、以上を要望して賛成する」との意見の陳述がありました。最後に、自由民主党を代表して小西委員より、「この法案の提出は、むしろおそきに失すると思はれるくらいであるが、科学研究所から理化学研究所への諸般の引き継ぎを円滑にし、また、人材の登用について十分意を用ひられたい」と賛成の意が表明されたのであります。

かくして討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致をもって、本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の概要について申し上げます。第一は、中小企業金融公庫の貸付対象のうち環境衛生同業組合及び同連合会に関する規定について改正を行うこととあります。昨年の九月に環境衛生同業組合の運営の適正化に関する法律が施行され、環境衛生同業組合及び同連合会は公庫の貸付対象とな

なつたのでありますが、この対象となる組合を、その直接または間接の構成員の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者に限定しようとするものであります。第二は、代表権を有する副総裁を置くこととあります。公庫の業務は逐年増大し、その機構も著しく拡大している現状にかんがみ、今回、代表権を有する副総裁を置き、公庫業務を円滑に遂行し得るよう体制を整備しようとするものであります。

本委員会の審議の過程におきましては、公庫の規模、業務内容あるいは機構の簡素化という点からも、代表権を有する副総裁を置くことが必要であるかどうかが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、椿委員から、次の付帯決議を付して賛成意見が述べられました。その付帯決議を申し上げます。

今後、政府は、公庫を初めこの種政府関係諸機関の役員については、努めて簡素化し、その増員、役職の新設等は特に慎重を期すべきである。というのであります。次いで、大谷豊田両委員からも、本法案及び付帯決議案について賛意が表明されました。討論を終り、採決いたしましたところ、本法案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十一、下水道法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

下水道法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

下水道法案

下水道法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公共下水道(第三条―第二十五条)

第三章 都市下水道(第二十六条―第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条―第四十四条)

第五章 罰則(第四十五条―第四十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するため設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置する下水道で、下水を排除すべき区域が政令で定める規模以上のもの又は終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

五 終末処理場 尿尿を含む下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

六 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

七 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

第二章 公共下水道
第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

（事業計画の認可）
第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

（事業計画に定めるべき事項）
第五条 前条の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定排水区域

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力並びに予定処理区域

三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（認可基準）
第六条 主務大臣は、第四条の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水

の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。

三 予定排水区域又は予定処理区域が排水施設又は終末処理場の配置及び能力に相応していること。

四 当該地域に関し都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三

条の規定により都市計画又は都市計画事業が決定されている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

（構造の基準）
第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（放流水の水質の基準）
第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（供用開始の公示等）
第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他主務省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替えるものとする。

（排水設備の設備等）
第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が

行ふものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行ふものとする。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（排水に関する受容義務等）

第十二条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができるときは、前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要がある

ときは、他人の土地を使用することができ、この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 前項の規定により他人の土地を使用する者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（除害施設の設置等）

第十二条 公共下水道管理者は、次の各号に掲げる水質の下水を排除し、継続して公共下水道を使用する者に對し、政令で定める基準に従ひ、条例で、当該下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 著しく公共下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水
二 多量の有毒物質を含む下水その他放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある下水

2 前項の条例は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（排水設備等の検査）

第十三条 公共下水道管理者は、日出後日没前に限り、その職員をし

て排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備又は除害施設を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建築物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（使用制限）

第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事の施行その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

（兼用工作物の工事）

第十五条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物（以下これを「他の工作物」という。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下

水道の施設に関する工事を施行させ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）

第十六条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

（兼用工作物の費用）

第十七条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（損傷負担金）

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

（工事負担金）

第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができるときは、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設

備を設ける者に負担させることができる。

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 使用者の使用の態様に応じて、受当ものであること。
二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に對し不当な差別的取扱をするものでないこと。

（放流水の水質検査等）

第二十一条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

（設計及び工事の監督管理）

第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合（政令で定める場合を除く。）においては、その設計（その者の責任において設計図書を作成することを含む。）又はその工事の監督管理（その者の責任において設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することを含む。）については、政令で定める資

格を有する者以外の方に行わせてはならない。

(公共下水道台帳)

第二十三条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という)を調製し、これを保管しなければならない。

2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、主務省令で定める。

3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合において、これを拒むことができない。

(行為の制限等)

第二十四条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く)。

二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く)。

一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に關し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 都市下水路

(管理)

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応

じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という)は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときは、同様とする。

2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の利用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に關係のある土地改良区(土地改良区の存しない地域にあつては、農業協同組合その他の水利關係団体)の意見をきかなければならない。

(管理の基準等)

第二十八条 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。

2 都市下水路の構造及び維持管理に關し必要な技術上の基準は、政令で定める。

(行為の制限等)

第二十九条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

一 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。

二 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に關し、権原に基き、第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者(工事中の者を含む)は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

(都市下水路に接続する特定排水施設の構造)

第三十条 次に掲げる事業所の当該都市下水路に接続する排水施設の構造は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

一 工場その他の事業所(一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。以下この

条において同じ)で政令で定める量以上の下水を同一都市下水路に排除するもの

二 工場その他の事業所で政令で定める水質の下水を政令で定める量以上に同一都市下水路に排除するもの

2 前項の規定は、都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に接続する排水施設については、同項の事業所について政令で定める大規模な増築又は改築をする場合を除き、適用しない。

(運用規定)

第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道管理者」とあるのは「都市下水路管理者」と、

「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、第二十三条中「公共下水道台帳」とあるのは「都市下水路台帳」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道又は都市下水路に關する調査、測量若しくは工事又は公共下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ

じめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者又は都市下水道管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に取用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（許可又は承認の条件）
第三十三条 この法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができ。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（公共下水道）
第三十四条 国は、公共下水道の設置又は改築を地方公共団体に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

（公共下水道に關する資金の融通）
第三十五条 国は、公共下水道の設置又は改築を行う地方公共団体に對し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

（国有地の無償貸付等）
第三十六条 普通財産である国有地は、公共下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有

財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條又は第二十八條の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

（主務大臣の工事に関する監督等）
第三十七条 主務大臣は、公共下水道管理者の工事の各号の（一）に該当事項の場合においては、当該公共下水道管理者に對し、その工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 第四条の認可を受けずに公共下水道に關する工事を施行する場合
二 第四条の認可を受けた事業計画に違反して公共下水道に關する工事を施行する場合
2 主務大臣は、公共下水道又は都市下水路の構造が第七條又は第二十八條第二項の技術上の基準に適合していない場合においては、当該公共下水道管理者又は都市下水路管理者に對し、期間を定めて、当該公共下水道又は都市下水路を改善すべき旨を命ずることができる。

（公共下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等）
第三十八条 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当事項に對し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行爲若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当事項の場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に對し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公共下水道又は都市下水路に關する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
二 公共下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、前二項の規定により、処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができないときは、公共下水道

管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相當の期限を定めて、その措置を行ふべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行ふべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

5 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 第三十二條第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。

7 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第五項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（報告の徴収）
第三十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができる。

（権限の委任）
第四十条 この法律の規定により主務大臣の権限に關する事項は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(国等の特例)

第四十一条 国又は地方公共団体が第二十四条第一項又は第二十九条第一項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、公共下水道管理者又は都市下水道管理者とあらかじめ協議することを要する。

(特別区に関する規定)

第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

(異議の申立)

第四十三条 この法律の規定により公共下水道管理者又は都市下水道管理者がした処分について不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に、当該処分をした公共下水道管理者又は都市下水道管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができ、異議の申立をすることができるときは、公共下水道管理者又は都市下水道管理者である地方公共団体の長は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならぬ。

2 前項の異議の申立があつたときは、公共下水道管理者又は都市下水道管理者である地方公共団体の長は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならぬ。

3 訴訟法（明治二十三年法律第五号）第十二条の規定は、第一項の異議の申立について準用する。

(主務大臣)

第四十四条 この法律において主務大臣は、建設大臣（終末処理場に関する事項については、厚生大臣）とする。

2 この法律において主務省令は、厚生省令、建設省令とする。

第五章 罰則

第四十五条 公共下水道又は都市下水道の施設を損壊し、その他公共下水道又は都市下水道の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道又は都市下水道の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者又は都市下水道管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(下水道法の廃止)

第二条 下水道法（明治三十三年法律第三十二号、以下「旧法」という。）は、廃止する。

(公共下水道に関する経過措置)

第三条 この法律（以下「新法」という。）の施行前に市町村が旧法第二十条の規定による認可を受けて築造した又は築造中の下水道（以下「既設公共下水道」という。）は、当該市町村が新法第四条の規定による事業計画の認可を受けて設置した又は設置中の公共下水道とみなす。

2 新法第七条の規定は、既設公共下水道については、これを改築する場合を除き、適用しない。

3 新法の施行の際現に供用を開始している既設公共下水道については、旧法第三条の規定に基づき当該既設公共下水道により下水を排除すべき地域を新法第二条第六号に規定する排水区域とみなす。

4 新法の施行の際現に処理を開始している終末処理場については、附則第六条の規定による改正前の建築基準法第三十一条第三項の規定により特定行政庁が指定した区域を新法第二条第七号に規定する処理区域とみなす。

5 新法の施行の際現に既設公共下水道に關し、権原に基づき、新法第二十四条第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者（工事中の者を含む。）は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

6 新法の施行の際現に既設公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に關し、権原に基づき、施設又は工作物その他の物件を設けている者（工事中の者を含む。）につ

いては、新法第二十四条第三項に規定する場合を除き、公共下水道管理者は、同項の規定にかかわらず、その権原に基づいてなお当該施設又は工作物その他の物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件を設けさせることができる。

(旧法に基づく処分等に関する経過措置)

第四条 新法の施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十条の三中第八号を削り、第九号を第八号とする。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「汚物処理の設備を有する下水道を利用することのできる区域」を「下水道法（昭和三十三年法律第 号）第二

条第七号に規定する処理区域」に改め、同条第二項中「前項の下水道」を「下水道法第二条第五号に規定する終末処理場を有する公共下

水道」に改め、同条第三項を削る。

(土地収用法の一部改正)

第七条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三十八条中「下水道法（明治三十三年法律第三十二号）による下水道」を「下水道法（昭和三十三年法律第 号）による公共下水道若しくは都市下水道」に改める。

(道路法の一部改正)

第八条 道路法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「下水道法（明治三十三年法律第三十二号）」を「下水道法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

〔竹下豊次君登壇、拍手〕

○竹下豊次君 たいい議題となりまして下水道法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

下水道は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上のために欠くことのできない施設であります。近時、都市の急激な発展、尿尿の農村還元が行き詰まり等の事情は、下水道の急速なる整備を、はなはだ強く要請しておるのであります。しかるに、現行の下水道法は、明治三十三年に制定されたもので、下水道の整備を促進するために必要な設置及び管理の基準、使用料の負担、国の助成措置等の規定が不十分であり、下水道の整備の促進をはかりとするのが本法案の趣旨であります。

その内容について申し上げますと、第一に、下水道を公共下水道と都市下水路に分けております。すなわち、公共下水道とは、従来、改良下水道と称されているものであり、主として暗渠式のもので、排水区域が一定規模以上のもので、あるいは終末処理場を有するものをいひ、都市下水路とは、従来、在来水路あるいは公共溝渠と称されているものより、一定規模以上のものを地方公共団体が指定したものとしたしております。第二に、下水道の管理は、原則として市町村が行うこととし、主務大臣については、終末処理場に関する事項を除き建設大臣、終末処理場については厚生大臣と明定いたしております。第三に、下水道の構造及び維持管理に關して技術上の基準を定めるとともに、その維持管理を営むおそれのある行為を制限しております。また、下水道の利用の調整及び放流水による公共水の汚濁防止についても所要の規定を設けております。特に公共下水道に關しては、供用開始の際、管理者をして排水区域を公示せしめるとともに、その区域内の土地の所有者または占有者に対しては、その土地に公共下水道に至るまでの排水設備を設ける義務を課し、これに伴い、利用者間の受忍義務を規定いたしております。第四に、下水道の設置、改築、災害復旧に対する国の補助及び国有地の無償貸付または譲渡、特に公共下水道に關しては、使用料、工事負担金及び資金の融通等の規定を設けております。

次に、委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、「終末処理場に関する事項を厚生省所管としたことは、官僚のセクト主義によるもので、下水道行政の一貫性を欠き、国民の利便を害するものではないか」との質問に対し、建設大臣から、「政府組織は、理論的体系よりも、国民の便益に重点を置くべきであるとの論には賛意を表するものであるが、たゞ、一つの行政組織には、一応歴史的経過というところもあるので、厚生大臣とも協議の上、公衆衛生の立場から見ても、建設省に一元的にやらしてよろしいというような場合には、そういうことになるかもしれない。しかし現在のところ、それほど支障をきたしてはいないので、両省とも、直ちにこれを改めることに踏み切つていない」との答弁がありました。また、「一般の汚水よりも、多量、有害な工場排水に対しては、本法案のみでは規制できないのではないか」との質問に対し、「公共下水道の設置区域では、本法案により除害施設を設ける義務を課しているが、それ以外の地域では規制の方法がないので、これについて検討中である」との答弁がありました。そのほか道路法、清掃法と本法案との関係、排水設備を設置するため他人の土地等を使用する際の費用負担の割合、方法、従来の下水道事業の認可及び実施の実情、東京都の下水道普及の状況等について質疑がありました。かくて質疑を終り、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、自民、社会、緑風三派共同提案にかかる付帯決議案が田中委員長から提案され、採決の結果、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

決議文は次の通りであります。

政府は、公共下水道の整備を促進するため、公共下水道の所管に關して一元化をはかるよう、すみやかに所要の改正措置を講ずること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長重政庸徳君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件は右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月八日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件 義務教育諸学

輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)の施行に伴い、左記の通り、輸出品検査所の支所を設置する必要があるため、その設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求めると記す。

支所の名称	位置
神戸輸出品検査所大	大坂市
阪支所	
門司輸出品検査所	鹿兒島市
鹿兒島支所	

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君 ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めの件について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本件は、本年二月一日から施行されました輸出品検査法が強制検査を建前とするものでありまして、検査の実施を円滑にし、輸出関係業者の便益をはかるために、新たに大坂市に神戸輸出品検査所大阪支所を、また、鹿兒島市に門司輸出品検査所鹿兒島支所を設立することとし、地方自治法第五十六條第六項の規定に基いて、国会の承認が求められたものであります。

委員会におきましては、農林当局から提案の理由その他について説明を聞き、就いて質疑に入り、輸出検査の実施方針と実施状況、輸出検査の公正かつ円滑を期するため、輸出検査所及びその支所等の適正な配置、今回の支所

設置に伴う予算及び人員、日中貿易の見通しとその輸出検査等が問題になり、政府の方針がたゞされたのでありますが、これが詳細は會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

かくて質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十三、義務教育諸学校施設費国庫負担法案 日程第十四、日本育英会法の一部を改正する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

日程第十五、著作権法の一部を改正する法律案(野本吉吉君外三名発議) 日程第十六、へき地教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二名一名発議)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長長湯山勇君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

法

(目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。こ

の場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 公立の小学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費 三分の一

二 公立の中学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一

三 公立の中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

五 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一

六 公立の義務教育諸学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費 三分の一

2 前項第一号及び第二号の不正常授業の範囲、同項第五号の適正な規模の条件及び同項第六号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種類)

第四条 前条第一項各号に掲げる経費の種類は、本工事費及び附帯工

事實(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 第三条第一項第一号から第四号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(政令で定める集団的な住宅の建設に基いて五月二日以降政令で定める日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

2 第三条第一項第五号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行われたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

3 第三条第一項第六号に規定する建物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数又は生徒の数を乗じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当りの基準坪数は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める児童又は生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の児童若しくは生徒の数の、当該学校における一学級の平均収容児童数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(一坪当りの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行うおとりとする時における建築費を参

酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができない部分がきつめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を保有坪数とする。

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができ的部分がきつめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険でない部分の坪数とする。

3 鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 義務教育諸学校施設費国庫負担法案外三件

(事務費の算定方法)

第九條 第三條第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十條 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十一條 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

(昭和三十三年四月一日から適用する。)

(昭和三十二年までの国庫負担金及び国庫補助金)

2 昭和三十二年までの国庫負担金及び国庫補助金に関しては、なお従前の例による。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)

3 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

4 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立学校施設費国庫負担法

第一条中「公立学校の施設の整備を促進するため、及び被災復興並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設」を削る。

第二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「施設」とは、建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

第三條及び第四條を次のように改める。

(国の負担)

第三條 国は、公立学校の施設の災害復興に要する経費について、その三分の二を負担する。

(経費の種目)

第四條 前條に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費(買収その他これに準ずる方法により建物取得する場合にあつては、買収費)及び設備費(以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

第五條の見出し中「事業に要する」を削り、同條第一項中「公立学校の施設の災害復興又は被災復興に要する経費」を「前條に規定する工事費」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前條に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第六條から第十一條までを削り、第十二條を第六條とし、同條の次に次の一條を加える。

(都道府県への事務費の交付)

第七條 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

第十三條及び附則第三項を削る。

(危険校舍改築促進臨時措置法の一部改正)

5 危険校舍改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法

第一条中「並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校の危険校舎」を「及び公立の高等学校の危険建物」に、「当該危険校舎」を「当該危険建物」に、「これらの学校」を「公立の高等学校」に改める。

第二条から第七條までを削り、第一条の次に次の九條を加える。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校並びに盲学校及び聾学校の高等部をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の補助)

第三条 国は、公立の高等学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費について、

て、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その三分の一以内を補助することができ

る。

2 前項の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に必要

な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種目)

第四條 前條第一項に規定する経費の種目は、本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五條 工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に

乗じて算定するものとする。

一 生徒一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の生徒の数を乗じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

(生徒一人当りの基準坪数)

第六條 前條の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当りの基準坪数は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当りの坪数に、政令

で定めるところにより、当該学校の生徒の数、当該学校における一学級の平均収容生徒数、当該学校の学科の種類又は当該学校の所在地の積雪寒害程度に

応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(二坪当りの建築の単価)

第七條 第五條の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

で定めるところにより、当該学校の生徒の数、当該学校における一学級の平均収容生徒数、当該学校の学科の種類又は当該学校の所在地の積雪寒害程度に

応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(二坪当りの建築の単価)

第七條 第五條の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八條 第五條の規定により工事費を算定する場合において、同條第二号に掲げる坪数が同條第一号に掲げる坪数をこえるとき

で、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができ部分の坪数を、一坪当りの建築の単価に

乗じて算定することその他政令で定める特別の理由があるため、生徒一人当りの基準坪数に基

き改築後の校舎が生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険でない部分の坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造の建物

に關しては、第五條の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令

で定めるところにより、補正を行ふものとする。

で定めるところにより、当該学校の生徒の数、当該学校における一学級の平均収容生徒数、当該学校の学科の種類又は当該学校の所在地の積雪寒害程度に

応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(二坪当りの建築の単価)

第七條 第五條の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(事務費の算定方法)

第九條 事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十條 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(地方財政法の一部改正)

第六 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費

第三十四條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

(戦災復旧に要する経費についての暫定措置)

第七 前項の規定による改正前の地方財政法第三十四條第一項第二号の規定による学校の戦災復旧に要する経費についての国の負担に關しては、当分の間、なお従前の例による。

(新市町村建設促進法の一部改正)

第八 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本育英会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六條ノ三に次の一項を加え、同条を第十六條ノ四とする。

前二項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ第十六條ノ二ニ規定スル特別貸与ニ依ル學費ノ貸与ヲ受ケタル者ガ其ノ貸与金中同条ニ規定スル一般貸与ニ依ル學費ノ貸与ヲ受ケタルモノト規定シタル場合ニ於ケル貸与金ノ額ニ相当スル額ヲ返還シタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ残額ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十六條ノ二第二項中「前条」を「第十六條」に改め、同条を第十六條ノ三とする。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ依ル學費ノ貸与ハ一般貸与及特別貸与ノ二種トス

一般貸与ハ特別貸与ニ依ル學費ノ貸与ヲ受ケタル者以外ノ優秀ナル生徒ニシテ經濟的理由ニ因リ修學困難ナルモノニ對シテ之ヲ行フモノトス

特別貸与ハ主務大臣ノ定ムル方法ニ依リ特ニ優秀ナル生徒ニシテ經濟的理由ニ因リ著シク修學困難ナルモノト認定セラレタルモノニ對シテ之ヲ行フモノトス

一般貸与及特別貸与ニ依ル學費ノ貸与ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二第三項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

一 一般貸与ハ特別貸与ニ依ル學費ノ貸与ヲ受ケタル者以外ノ優秀ナル生徒ニシテ經濟的理由ニ因リ修學困難ナルモノニ對シテ之ヲ行フモノトス

特別貸与ハ主務大臣ノ定ムル方法ニ依リ特ニ優秀ナル生徒ニシテ經濟的理由ニ因リ著シク修學困難ナルモノト認定セラレタルモノニ對シテ之ヲ行フモノトス

一般貸与及特別貸与ニ依ル學費ノ貸与ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二第三項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

著作權法の一部を改正する法律案

右の議案を發議する。

昭和三十三年三月二十六日

發議者

野本 品吉 吉江 勝保

竹中 壽男 常岡 一郎

賛成者

林屋龜次郎 下條 康麿

川村 松助 高野 一夫

三浦 義男 大和 与一

松永 忠二 秋山 長造

岡 三郎 加賀山之雄

参議院議長 松野 鶴平殿

著作權法の一部を改正する法律案

第三十七條中「五十円以上五百円以下ノ罰金」を「二年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十八條中「三十円以上三百円以下ノ罰金」を「五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十九條中「百円以下ノ罰金」を「二万円以下ノ罰金」に改める。

第四十條中「三十円以上五百円以下ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金」に改める。

第四十二條中「百円以下ノ罰金」を「二万円以下ノ罰金」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業員者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十七條乃至第四十條又ハ第四十二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ場合ニ於テ当該行為者ニ對シテ為シタル前条ノ告訴又ハ其ノ取消ハ其ノ法人又ハ人ニ對シテモ効力ヲ生ジ其ノ法人又ハ人ニ對シテ為シタル告訴又ハ其ノ取消ハ当該行為者ニ對シテモ効力ヲ生ズルモノトス

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十三年四月十七日

發議者

秋山 長造 野本 品吉

吉江 勝保 大野 秀次郎

川村 松助 大谷 贊雄

下條 康麿 林屋龜次郎

松岡 平市 三浦 義男

吉田 萬次 竹中 壽男

高田 与一子 松永 忠二

大和 与一 岡 三郎

松澤 靖介 常岡 一郎

加賀山之雄 田中 啓一

荒木正三郎 吉田 法晴

賛成者

青木 一男 青柳 秀夫

青山 正一 秋山俊一郎

雨森 常夫 有馬 英二

石井 桂 石坂 豊一

石原幹市郎 泉山 三六

稲浦 鹿藏 井野 碩哉

伊能繁次郎 井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

井上 清一

西郷吉之助	斎藤 昇	加瀬 完	片岡 文重
酒井 利雄	神原 亨	加瀬 シヅエ	亀田 得治
迫水 久常	笹森 順造	河合 義一	北村 暢
左藤 義隆	佐野 廣	木下 友敬	清澤 俊英
堀見 俊二	重政 庸徳	久保 等	栗山 良夫
重宗 雄三	柴田 榮	小酒井義男	小林 孝平
白井 勇	新谷寅三郎	近藤 信一	坂本 昭
杉原 荒太	鈴木 万平	重盛 壽治	柴谷 要
國根 久藏	高野 一夫	島 清	鈴木 強
高橋進太郎	高橋 衛	鈴木 一	鈴木 壽
館 哲二	田中 茂徳	相馬 助治	鈴木 益
谷口弥三郎	津島 壽一	田中 一	棚橋 小虎
土田国太郎	鶴見 祐輔	田畑 金光	千葉 信
手島 榮	寺本 廣作	椿 繁夫	戸叶 武
苦米地義三	苦米地英俊	中田 吉雄	中村 正雄
中野 文門	仲原 善一	永岡 光治	成瀬 福治
永野 護	成田 一郎	野澤 勝	羽生 三七
西岡 ハル	西川 甚五郎	平林 剛	藤田 進
西田 信一	西田 隆男	藤田 太郎	藤原 道子
野村吉三郎	林田 正治	松浦 清一	松澤 兼人
一松 定吉	平井 太郎	松本治一郎	三木 治朗
平島 敏夫	廣瀬 久忠	光村 甚助	森 元治郎
藤野 繁雄	堀 末治	森中 守義	矢嶋 三義
堀木 鎌三	堀本 宜實	山下 義信	山田 節男
本多 市郎	前田住都男	山本 経勝	湯山 勇
増原 恵吉	松平 勇雄	横川 正市	石黒 忠篤
松村 秀逸	三木與吉郎	奥 むめお	梶原 茂嘉
宮澤 喜一	宮田 重文	加藤 正人	上林 忠次
武藤 常介	最上 英子	岸 良一	北 勝太郎
森田 豊壽	安井 謙	河野 謙三	高良 とみ
山本 米治	横川 信夫	後藤 文夫	佐藤 尙武
横山 フク	吉野 信次	島村 軍次	杉山 昌作
相澤 重明	赤松 常子	高瀬 太郎	竹下 豊次
阿具根 登	東 隆	田村 文吉	豊田 雅孝
安部キミ子	阿部 竹松	中山 福藏	野田 俊作
天田 勝正	伊藤 顯道	早川 慎一	前田 久吉
内村 清次	占部 秀男	宮城タマヨ	村上 義一
江田 三郎	大河原 一夫	森 八三一	森田 義衛
大倉 精一	大矢 正		
岡田 宗司	小笠原三男		

加瀬 完 片岡 文重
河合 義一 北村 暢
久保 等 栗山 良夫
小酒井義男 小林 孝平
近藤 信一 坂本 昭
重盛 壽治 柴谷 要
島 清 鈴木 強
鈴木 一 鈴木 壽
相馬 助治 鈴木 益
田中 一 棚橋 小虎
田畑 金光 千葉 信
椿 繁夫 戸叶 武
中田 吉雄 中村 正雄
永岡 光治 成瀬 福治
野澤 勝 羽生 三七
平林 剛 藤田 進
藤田 太郎 藤原 道子
松浦 清一 松澤 兼人
松本治一郎 三木 治朗
光村 甚助 森 元治郎
森中 守義 矢嶋 三義
山下 義信 山田 節男
山本 経勝 湯山 勇
横川 正市 石黒 忠篤
奥 むめお 梶原 茂嘉
加藤 正人 上林 忠次
岸 良一 北 勝太郎
河野 謙三 高良 とみ
後藤 文夫 佐藤 尙武
島村 軍次 杉山 昌作
高瀬 太郎 竹下 豊次
田村 文吉 豊田 雅孝
中山 福藏 野田 俊作
早川 慎一 前田 久吉
宮城タマヨ 村上 義一
森 八三一 森田 義衛

へき地教育振興法の一部を改正する法律
へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「交通困難地」を「交通条件及び」に改める。
第三条第一項に次の二号を加え、同条第二項を削る。
四 へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図るため必要な措置を講ずること。
五 へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。
第四条を次のように改める。
(都道府県の任務)
第四条 都道府県は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。
一 へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備すること。
二 へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けること。
三 前条に規定する市町村の事務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。
3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十

分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に關し必要な経費の確保に努めなければならない。
第五条の次に次の二条を加える。
(へき地手当)
第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、へき地学校に勤務する教員及び職員に対して、特殊勤務手当として、へき地手当を支給しなければならない。
第五条の三 前条の規定により都道府県が支給すべきへき地手当の月額、教員又は職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額を基礎とし、これにへき地手当に關するへき地学校の級別に應ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする。
2 へき地手当に關するへき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度の輕重に應じ、一級から五級までとし、その級別指定の基準は、文部省令で定める。
3 第一項の規定によるへき地手当に關するへき地学校の級別の指定は、前項の規定により文部省令で定める級別指定の基準に準拠して、これを行わなければならない。
4 第一項の規定により条例で定める支給割合は、次に掲げる級別ごとの割合を基準として、これを定めなければならない。
一級 百分の八
二級 百分の十二

三級 百分の十六
四級 百分の二十
五級 百分の二十五
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
国は、市町村が行う第三条各号に掲げる事務に要する経費(当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く)について、その二分の一を補助する。
2 国は、都道府県が行う第四条第一項第二号に掲げる事務に要する経費(当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く)について、その二分の一を補助する。
第六条第三項中「算定基準及び補助の比率」と及び算定基準に改める。
附 則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律による改正後のへき地教育振興法第五条の二及び第五条の三の規定に基きへき地手当に關する条例(以下「条例」という)の制定にあつては、都道府県は、当該都道府県内のへき地学校に勤務する教員及び職員のうち、条例の施行により、条例の規定によるへき地手当の月額が当該手当に相當する従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生ずることとなるときは、これらの教員及び職員につき不利益な結果が生じないよう必要な経費的措置を当該条例において定めなければならない。

この法律施行に要する経費
総額 約二億八千万円(平年度)

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 たいだいま上程されました義務教育諸学校施設費国庫負担法案外三法案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、義務教育諸学校施設費国庫負担法案について、その提案の理由及び内容の概略を申し上げます。

公立学校の施設に要する経費については、戦災復興、災害復旧及び六三制の実施に伴う急激な学校建築の必要性に因り、戦後初めて国庫負担の制度が創設され、引き続き戦中戦後に改築のできなかった危険校舎の改築を促進するために臨時措置法が制定され、また、小学校における二部授業等の不正常授業の解消のための臨時措置法が制定されて、漸次、公立学校の施設整備について、国庫がその一部を援助する体制が整って来たのであります。しかしながら、これらの体制は、いずれも時限的もしくは臨時的な国庫補助制度であり、最近この体制の存続について、地方公共団体が少からず不安を持ち、公立学校施設の整備について、安定した計画の樹立に困難を感じておりますことと、さきの第二十六国会における衆参両院の公立義務教育諸学校の施設費に関する付帯決議の趣旨にかんがみ、義務教育諸学校の施設に關する従来の法律を統合し、公立義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について、国がその一部を負担する制度を確立し、わが国の義務教育諸学校における教育の円滑な運営をはかる必要がありとす。

以上が政府の本法案の提案の理由とするところであります。

次に、法案の内容の骨子を申し上げますと、第一に、公立の義務教育諸学校施設費の一部を国が負担することを明確に規定いたしております。第二に、国庫負担の対象と、これに対する国の負担率を定めております。負担の対象は、公立の小学校及び中学校の正常授業解消のための校舎の整備費、中学校屋内運動場の整備費、盲学校、聾学校の小学部、中学部の校舎、屋内運動場、寄宿舎の整備費、学校規模適正化のための公立小中学校統合に伴う校舎の整備費及び危険校舎の改築費であります。これらに対する国の負担率は、それぞれ二分の一または三分の一となっております。以上のほか所要の事務的規定と、この法律の施行に伴う関係法律の改廃等について規定し、なお、この法律の適用を本年四月一日からいたしております。

委員会の審議の過程におきましては、町村合併に伴う学校統合につき、特に委員派遣を行い、現地の実情をつぶさに調査いたしました。本法案の審議に際しては、小学校の不正常授業解消のための校舎の新築または増築に要する経費の国の負担率の増高、小学校の屋内運動場の新築、増築に要する経費の増高、老朽校舎の改築、危険校舎の改築等の国庫負担率の増高、理科教室その他特別教室の整備計画、不正常授業解消のための児童生徒一人当りの基準坪数及び一坪当りの建築単価の増高、校地購入費についての国庫負担措置、町村合併及び規模適正化による学校統合と児童生徒の通学距離並びに補助金の配分、学校施設費を義務教育費国庫負担法に包括して、国の責任を明確にすること等について、各委員から、きわめて熱心な質疑が行われまし

たが、これらの質疑及び政府の答弁の詳細については、会議録に譲ることといたします。

かくて討論に入り、自由民主党を代表して野本委員、日本社会党を代表して高田委員、緑風会を代表して常岡委員から、それぞれ本法案に賛成の意見が述べられましたが、その内容については、これまた会議録に譲ることといたします。

採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

昭和十九年、日本育英会法施行以来、日本育英会を通じて学資の貸与を受け、その勉強を続けることができた学徒は、すでに八十万名をこえ、国家的な育英事業として多くの成果をおさめております。しかしながら、現状を見ますと、特に優秀な素質、能力を有する者であっても、経済的理由によつて進学のできない者が少なくないのであります。従つて、これらの者に対し、高等学校または大学への進学を保障する制度を新設し、国家社会の発展に必要な英才の育成をはかるため、現行法の一部に必要な改正をいたそうとするものであります。

次に、本法案の骨子を申し上げます。改正の第一点は、学資の貸与を一般貸与と特別貸与の二種類に区分したこととあります。すなわち、従来行なつてきた貸与が一般貸与であり、特別貸与は特に優秀な学徒であつて、しかも経済的理由により著しく修学困難な者に対して、進学を保障する目的を

もつて行つた貸与であります。改正の第二点は、この特別貸与を受けた者が、卒業後の貸与金の返還について、過大な負担に苦しむことのないようにするため、その貸与金のうち、一般貸与を受けた場合に相当する額を返還したとき、その貸与金の残額の返還を免除できる規定を新たに設けたこととあります。

委員会の審議の過程におきましては、各委員から、きわめて熱心な質疑が行われました。そのおもなものをあげますと、奨学金の返還免除措置の実施を高等学校に就職した者に対しても行ふこと、特別奨学金の貸与を受け高等学校卒業生が大学入試に不合格の場合の取扱ひ、及び大学院の博士課程修了後の未就職者に対する措置、生活保護を受けている者に対して特別奨学金を貸与した場合の取扱ひ、高等学校の生徒に対する奨学金の増額であります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、野本委員から、「施行期日についての修正案を付して賛成」の意見が述べられました。修正点は次の通りでございます。

附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

また、松本、加賀山の両委員から、賛成意見が述べられましたが、これらの詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、まず、修正案につき採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定し、続いて、修正部分を除く原案について採決の結果、同じく全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、著作権法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法案は、野本吉君外三君により、各派了解のもとに提案せられたものでございまして、まず、提案の理由と内容を御説明申し上げます。

戦後、外国の科学書を無断複製して国内で販売する者が多くなりました。これは、わが国の研究者や学生の間に、外国図書が高価なために、低廉な偽版書の需要が相当多いということにより、また一方では、現行の著作権法の罰則規定が軽いことが、偽版書を横行させている原因となつてゐるのであります。しかも、この種のいわゆる海賊版は、国内の正規の出版者ではなく、不法な常習者によつて秘密裏に複製頒布されてゐるが実情でござい

ます。わが国における外国書の無断複製行為は、今日国際的にも非難的となつており、このために、わが国は外国の信用を失墜し、そのため、外国書の輸入が困難となるような事態も招来してゐるのであります。

ところが、著作権法の罰則規定は、明治三十二年制定当時のままであり、著作権を侵害した者は、罰金等臨時措置法によりまして、せいぜい最高二千円以下の罰金に処せられるだけであり、これは現在の経済事情に照らしても、きわめて少額であります。また、同じ知能の権利の保護を目的とする特許法、意匠法のような工業所有権法の規定や、外国の立法例と比較しましても、大へん軽く、刑罰の目的を達することができないのであります。

従つて、この法律案では、著作権侵害の罰について、新たに体刑を加えるとともに、罰金の最高額を引き上げ、著作権侵害を防止し、あわせて著

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 長野原駅、鷺本村間鉄道敷設促進に關する請願外四十件

著作権保護の目的を完全にしようとするものであります。

すなわち第一は、著作権法第三十七條に、著作権侵害の罪に対して五十円以上五百円以下の罰金を定めておりますのを、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に改めたほか、五点にわたつて罰則を強化いたしております。

第二は、公訴の時効に關する規定を削除したことであり、従来、著作権侵害の罰に對する公訴の時効は、刑事訴訟法の規定によらないで、著作権法に特例を設けて二年としておりましたが、これを改めて、著作権侵害の罰に對する公訴の時効も、刑事訴訟法によつて二年とすることとしております。

第三は、新たに罰則規定を設けたことであり、これは著作権侵害に對しては、その侵害を行つた行為者を罰するほかに、法人等に対しても前述の罰金を科することとしております。

委員会の審議におきましては、各委員から、海賊版の出版状況、これが防止についての各方面からの要望、著作権法の根本的改正の問題、外国との文化交流の問題等につきまして、きわめて熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

次に、討論に入りましたところ、高田委員より、第四十五條の罰則規定については、わが国の国情、諸制度から見て、今後さらに慎重に考慮することが適切であるとして、これを削除する修正案が提出されました。次いで三浦委員より、次のような付帯決議を付して、高田委員提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成する旨意見の開陳がありました。

付帯決議案を朗読いたします。
著作権法は、明治三十二年に制定され、自來、たびたび所要の改正が行

行われたが、最近、技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護されないやうなことがある。

よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正の準備を一そう促進し、可及的すみやかにその全面的改正を行つよう特段の努力をなすべきである。

以上であります。
かくて、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて高田委員の提出にかかる修正案及び修正部分を除く原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、三浦委員提出にかかる付帯決議案も、全会一致をもつて委員会の決議とすることと決定いたしました。

次に、へき地教育振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は各会派共同提案にかかるものでございまして、

委員の要旨をいたしますところは、へき地教育振興法制定以來、すでに四十年をけむる今日においても、小規模学校がその大多數を占める僻地学校においては、施設、設備の整備が依然として不十分であり、しかも教職員を確保することも容易でないという現状にかんがみ、国の地方公共団体に對する補助の対象を拡大するとともに、僻地学校に勤務する教員及び職員の特殊勤務手当の増額、その他の措置を講じて、一そう僻地における教育の振興をはからうとするものであります。

次に、改正の主要点について申し上げます。まず第一点は、僻地学校の定義であります。従来、交通の困難といふことが僻地の前提となつておりましたが、このことは必ずしも実態に合わない点もありますので、僻地性を形成している諸条件と交通条件とを並列させるように改めたこととてござい

ます。第二点は、市町村の任務として、僻地学校の健康管理及び通学改善につき、義務規定を設けるとともに、僻地教育の振興をはかるための事務について、都道府県の任務を明確にしたこととてございまして、第三点は、僻地学校指定基準を文部省令で定めることとし、新たに僻地手当の支給に關する規定を設けるとともに、その僻地手当支給に對する都道府県がよるべき基準を定めたこととてあります。

第四点は、市町村が行ふ事務に要する経費及び都道府県が行ふ事務のうち、僻地学校に勤務する教員の養成施設に要する経費についての国の補助率を、それぞれ二分の一と明確に規定したこととてございまして、なお、附則において、本改正法は昭和三十四年四月一日から施行することとし、所要の経過規定をも定めております。

委員会におきましては、本改正案について慎重に協議検討いたしました上、政府の意見を求めましたところ、白井文部事務次官より、「僻地教育の振興については、政府としても従来努力してきており、今後とも努力する所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題を初め、種々検討すべき問題があるので、遺憾ながら直ちに賛成することはできない」旨の答弁がありました。

かくて討論に入りましたところ、別意見の開陳もなく、直ちに採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上をもつて四法案の御報告を終ります。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。義務教育諸学校施設費国庫負

担法案及びへき地教育振興法の一部を改正する法律案全部を問題に供し、両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、日本育英会法の一部を改正する法律案及び著作権法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は、いずれも修正議決報告でございます。

委員長の報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十七より第五十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。運輸委員會理事大倉精一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
〔大倉精一君登壇、拍手〕
○大倉精一君 ただいま上程になりました日程第十七から第五十七までの請願につきまして、運輸委員會における審議の結果を御報告いたします。

日程第十七から第三十三までは、いずれも国鉄の新線建設促進に關する請願でありまして、そのうち日程第十七の鶴巻線及び日程第十八の佐久間線並

びに日程第十九と第二十のいわゆる三陸沿岸鉄道の一部は、昨年四月、調査線となつたものであります。また、日程第二十一の智頭上郡間、日程第二十二の二本松延長、日程第二十三の四国循環鉄道西南地域海岸線、日程第二十四の岩日線、日程第二十五の戸ノ荒屋新町間、日程第二十六の平一ノ小浜港間及び日程第二十七の諫早一長崎間の一部は、敷設法予定線に該当するものであります。日程第二十八の白石一赤湯間の一部は、敷設法予定線に該当するものであります。日程第二十九の戸ノ久慈間、日程第三十の伊勢市一長島間、日程第三十一の松戸市馬橋一小山間、日程第三十二の新旭川一幌成間等及び日程第三十三の福島県古町一滝ノ原間は、予定線にも該当しないものであります。

委員会におきましては、審議の結果、新線建設については、産業、経済の発展、文化の向上、民生の安定、交通網の完成等の見地から、願意を妥當と認めました。

次に、日程第三十四は、国鉄の建設線、川中村間の新駅の設置位置につき、日程第三十五は、同杭崎線の新駅の設置位置に關するものであります。委員會は、現地の事情を勘案し、国鉄当局に對し、地方交通の實情を検討の上、新駅の位置を決定させる意味において、願意を妥當と認めました。

次に、日程第三十六は、高崎一渋川間駅間の鉄道複線化、日程第三十七は、鹿兒島、日豊兩線の輸送力増強、日程第三十八は、下河原線の混雑緩和、日程第三十九は、新潟駅の位置變更に伴い客扱いを廃止しようとする沼垂駅の客扱いの存続、日程第四十は、中学生の運賃割引、日程第四十一は、新潟市に国鉄支社の設置、日程第四十二は、愛知県愛知御津町梨野路切等に警手

の存置、日程第四十三は、私鉄の

運賃値上げ反対に関する請願であります。委員会におきましては、いずれも沿線利用者及び大衆の利便の増進、輸送の安全等、サービス改善の見地から、願意を妥協と認めました。

次に、日程第四十四から第四十六は、国鉄の電化促進等に関するものであります。日程第四十四は、東北本線白石一藤田間電化の改良工事と電化促進、第四十五は常磐線の電化促進と平以北の複線化、日程第四十六は関西本線の電化促進に関するものであります。委員会におきましては、輸送力の増強、経営の合理化等の見地から、いずれも願意を妥協と認めました。

日程第四十七から第五十一までは、海運関係の請願であります。日程第四十七は、近時、船型も大型化しているのに、釜石港の修築工事の計画を再検討し、あわせて国の直轄工事としてほしいとの趣旨であります。日程第四十八は、油津海上保安部細島分室を海上保安署に昇格し、大型船を配置して、事故の絶滅と密漁取締りをしてほしいとの趣旨であります。日程第四十九は、大阪一別府航路には、今後激増する外人観光客の来訪等を考慮すると新造客船がぜひ必要であるから、とりあえず二隻分、十八億円の建造費を、長期低利資金によって融資をしてほしいとの請願であります。日程第五十は、南海丸の遭難者の遺体をすみやかに収容し、遭難原因を究明し、責任の所在を明らかにするとともに、誠意をもって遺族に対する補償を行い、かつ事故の再発防止に最善の努力をしてほしいとの趣旨であります。日程第五十一は、第十四次造船計画案は時宜に即した計画案であるから、これが遂行のための諸政策と中小造船所対策をすみやかに立て、海運の振興発展をはかってほしいとの趣旨であります。

以上、海運関係に関するものは、海運振興、事故防止等の見地から、願意を妥協と認めました。

次に、日程第五十二から第五十五までは、空港に関するものであります。日程第五十二は、熊本空港について、三十三年度内には整備を完成し、中型機の発着ができるようにしてほしいとの趣旨であります。日程第五十三及び第五十四は、山形県神町の飛行場の整備についてであり、日程第五十五は、山口県防府空港の整備についてであります。ともに民間航空路の設定ができるようにしてほしいとの趣旨であります。

以上、空港に関する件は、民間航空の発達を促進する見地より、願意を妥協と認めました。

次に、日程第五十六は、駐留軍の撤退に伴い失職する者が、今までの自動車技術と経験を生かして、タクシー事業をしようとするときは、特に考慮してほしいとの請願であります。委員会におきましては、願意を妥協と認めました。

最後に、日程第五十七は、自動車の運行により、土、汚水、小石等が飛散し、店舗住宅等を汚損するばかりでなく、歩行者にも迷惑と危険を与えているから、自動車に泥よけを装置するよう規則の改正をしてほしいというものであります。委員会におきましては、おおむね願意を妥協と認め、当局に研究させることにしました。

よって以上六十五件は、委員会において全会一致をもって、議院の会議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊彦) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り

採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊彦) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊彦) 日程第五十八より第九十六までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕
○副議長(寺尾豊彦) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。農林水産委員長重政庸徳君。

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三号 新農山漁村建設事業の法制化に関する請願
第四号 第一三〇七号 農業委員会経費国庫補助増額に関する請願

第十九号 漁港整備促進に関する請願
第二六号 荒川総合開発事業に基く農業水利計画早期実現に関する請願

第五十一号 塩田枝条架の農作物に及ぼす影響調査に関する請願
第一〇三号、第三二〇号 結晶ブドウ糖工業助成法制定促進に関する請願

第一六七号、第一八九号、第四七四号 籾米価格安定法に基き玉糸の一般買入実施に関する請願

第二〇七号 さつまいもでん粉価格等の早期決定に関する請願

第二〇八号 消費者米価引上げ反対に関する請願
第二〇九号 治山治水予算増額等に関する請願

第二一二号 機船底びき網漁船の違反操業防止に関する請願
第二二三号、第三二二号 産額流通秩序確立に関する請願

第二二四号 治山治水事業の立法措置等に関する請願
第二六八号 市町村総合土地改良開発事業実施に関する請願

第三〇九号、第四五四号、第八三六号 漁港整備予算増額に関する請願
第三一〇号 海草天草人工栽培法奨励等に関する請願

第三三三号 乳価安定法制定に関する請願
第三六五号 米の時期別格差及び予約申込加算金に関する請願

第四六〇号、第八三七号 積雪寒冷単作地帯土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願
第四六一号、第八三八号 国有林野解放に関する請願

第四七六号 土地改良政策に関する請願
第五一五号 水源林造成事業継続に関する請願

第五二八号 農業災害補償法の一部改正に関する請願
第五七八号 奥地製炭等に対する国庫補助の請願

第五七九号 畑地農業改良促進

法の期限延長等に関する請願
第六一二号 熊本県林地改良事業予算増額等に関する請願

第六一三三号 治山事業予算増額に関する請願
第八三〇号 養鶏産業の保護助成に関する請願

第八三九号 生糸座繰器械無免許かまの整備に関する請願
第八八一号 農地等の施越工事借入金に対する利子補給制度の請願

第八九〇号 自作農貯蓄組合の法制化等に関する請願
第一二五八号、第一二七七号 寒冷地農業確立に関する特別立法措置の請願

第一二七一号 米の事前売渡申込制概算金精算に関する請願
第一四六七号 籾米価格の維持等に関する請願

第一四七六号、第一五〇七号、第一五〇八号、第一五一一号、第一五二三号、第一五二四号、第一五三三三号、第一五四八号、第一五五八号、第一五八四号、第一五八五号、第一五八六号、第一五八七号、第一五六三三号、第一六六六号、第一六六七号、第一六八八号、第一六八二二号、第一六八三三三号、第一七一二二号 地方卸売市場に関する立法措置の請願

第一五三四号 北海道における団体営かんがい排水事業等の補助制度存続等の請願
第一五九七号、第一六一九号 養蚕業の危機打開対策強化に関する請願

昭和三十三年四月十八日 参議院會議録第二十三号 新農山漁村建設事業の法制化に関する諸議外三十八件

第一六四七号 小団地開発整備事業促進に関する諸議

第一七一三号 愛知県矢田川等から導水する水田のい害防止に関する諸議

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月十六日

農林水産 重政 庸徳
委員長

参議院議長松野鶴平殿

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君 たいま議題となりました新農山漁村建設事業の法制化その他六十九件の諸議について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

今国会中、去る四月十六日まで農林水産委員会に付託されました諸議は百八十九件でありまして、その内訳を大別いたしますと、農業関係百六十三件、林業関係十八件、水産関係八件で、これが内容は諸議文書表によつてごらんいただきたいと存じます。

委員会におきましては、政府当局の意見をも参考にして詳細審議いたしました結果、すでに顧慮の達成されたものと認められるもの百十九件を除き、たいま議題となりました七十件は、いずれも全会一致をもつて、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾重君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸議は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

○副議長(寺尾重君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸議は、全会一致をもつて採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一 千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件
- 一、日程第二 電波法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 防衛庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 国家公務員共済組合法案
- 一、日程第五 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 駐留軍関係離職者等臨時措置法案
- 一、日程第九 理化学研究所法案
- 一、日程第十 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 下水道法案
- 一、日程第十二 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に関し承認を求めるの件
- 一、日程第十三 義務教育諸学校施設費国庫負担法案
- 一、日程第十四 日本育英会法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

- | | |
|-----------|-----------|
| 議長 松野 鶴平君 | 副議長 寺尾 重君 |
| 議員 豊田 雅孝君 | 田中 茂穂君 |
| 杉山 昌作君 | 島村 軍次君 |
| 竹下 豐次君 | 手島 栄君 |
| 中野 文門君 | 佐藤 尚武君 |
| 高良 とみ君 | 河野 謙三君 |
| 松平 勇雄君 | 武藤 常介君 |
| 上林 忠次君 | 加藤 正人君 |
| 永野 謙君 | 迫水 久常君 |
| 松岡 平市君 | 田中 啓一君 |
| 梶原 茂嘉君 | 奥 むめお君 |
| 石黒 忠雄君 | 森 八三三君 |
| 西川 基五郎君 | 青山 正一君 |
| 藤野 繁雄君 | 堀 末治君 |
| 宮城タマヨ君 | 前田 久吉君 |
| 野田 俊作君 | 谷口弥三郎君 |
| 新谷寅三郎君 | 森田 義衛君 |
| 加賀山之雄君 | 後藤 文夫君 |
| 田村 文吉君 | 村上 義一君 |
| 一松 定吉君 | 本多 市郎君 |
| 鶴見 祐輔君 | 笹森 順造君 |
| 江藤 智君 | 仲原 善一君 |
| 堀本 一郎君 | 西田 信一君 |
| 成田 宜實君 | 鈴木 万平君 |
| 大谷 勝之助君 | 前田 龍蔵君 |
| 吉江 勝保君 | 青柳 秀夫君 |
| 三木 與吉郎君 | 小西 英雄君 |
| 雨森 常夫君 | 井村 徳二君 |
| 館 哲二君 | 小林 武治君 |
| 山本 米治君 | 木島 虎蔵君 |
| 大谷 賛雄君 | 大谷 愛潤君 |
| 有馬 英二君 | 小柳 牧衛君 |
| 近藤 鶴代君 | |

- | | | |
|--------|---------|-----------------|
| 井上 清一君 | 小澤 久太郎君 | 長谷部ひろ君 |
| 斎藤 昇君 | 小山邦太郎君 | 竹中 恒夫君 |
| 太春武太夫君 | 石坂 豊一君 | 大竹平八郎君 |
| 廣瀬 久忠君 | 西郷吉之助君 | 鈴木 壽君 |
| 植竹 春彦君 | 草葉 隆圓君 | 伊藤 顯彦君 |
| 安井 謙君 | 大野木秀次郎君 | 天坊 裕彦君 |
| 川村 松助君 | 黒川 武雄君 | 光村 基助君 |
| 小林 英三君 | 苦米地義三君 | 坂本 昭君 |
| 平井 太郎君 | 増原 恵吉君 | 秋山 長造君 |
| 松村 秀逸君 | 綱原 亨君 | 坂本 昭君 |
| 白井 勇君 | 最上 英子君 | 松澤 靖介君 |
| 柴田 栄君 | 大沢 雄一君 | 田嶋 金光君 |
| 宮澤 喜一君 | 平島 敏夫君 | 矢嶋 三義君 |
| 後藤 義隆君 | 高橋 衛君 | 小酒井義男君 |
| 重政 庸徳君 | 西岡 ハル君 | 松浦 清一君 |
| 横山 フク君 | 土田 國太郎君 | 片岡 文重君 |
| 小幡 治和君 | 伊能 芳雄君 | 重盛 壽治君 |
| 宮田 重文君 | 三浦 義男君 | 栗山 良夫君 |
| 高野 一夫君 | 古池 信三君 | 棚橋 小虎君 |
| 阿崎 眞一君 | 佐野 廣君 | 山田 節男君 |
| 寺本 廣作君 | 石井 桂君 | 國務大臣 |
| 関根 久蔵君 | 野本 品吉君 | 法務大臣 唐澤 俊樹君 |
| 岩沢 忠泰君 | 上原 正吉君 | 外務大臣 藤山愛一郎君 |
| 石原幹市郎君 | 左藤 義隆君 | 郵政大臣 田中 角榮君 |
| 鹿島守之助君 | 下條 康隆君 | 労働大臣 石田 博英君 |
| 吉野 信次君 | 那 祐一君 | 國務大臣 那 祐一君 |
| 堀 鎌三君 | 青木 一男君 | 國務大臣 津島 壽一君 |
| 泉山 三六君 | 林屋 龜次郎君 | 政府委員 |
| 勝俣 稔君 | 森中 守義君 | 總理府総務長官 今松 治郎君 |
| 北村 暢君 | 森田 太郎君 | 大蔵政務次官 白井 勇君 |
| 相澤 重明君 | 森 元治郎君 | 文部政務次官 白井 勇君 |
| 木下 友敬君 | 平林 剛君 | 厚生省児童局長 高田 浩運君 |
| 山本 經勝君 | 湯山 勇君 | 農林政務次官 瀬戸山三男君 |
| 亀田 得治君 | 久保 等君 | 通商産業政務次官 小笠 公昭君 |
| 柴谷 要君 | 大和 与一君 | 運輸政務次官 木村 俊夫君 |
| 安部キミ子君 | 近藤 信一君 | 郵政政務次官 濱田 成徳君 |
| 東 隆君 | 大倉 精一君 | 監理局長 |
| 竹中 勝男君 | 阿具根 進君 | |
| 松澤 兼人君 | 藤田 進君 | |
| 小笠原三男君 | 成瀬 橋治君 | |
| 小林 孝平君 | 田中 一君 | |
| 加藤シヅエ君 | 野澤 勝君 | |
| 松本治一郎君 | 三木 治朗君 | |
| 千葉 信君 | 戸田 武君 | |
| 荒木正三郎君 | 市川 房枝君 | |

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

参議院會議録第二十二号中正誤

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(五線)印刷課